

平成27年 第3回定例会
総務文教常任委員会会議録

長 与 町 議 会

平成27年第3回長与町議会定例会総務文教常任委員会会議録（第1日目）

本日の会議 平成27年9月8日

招集場所 長与町議会議場（第1委員会室）

出席委員

委員長	喜々津 英世	委員	金子 恵
副委員長	中村 美穂	委員	岩永 政則
委員	安部 都	委員	山口 憲一郎
委員	安藤 克彦	委員	堤 理志

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長 濱口 務

説明のため出席した者

総務部長 荒木 重臣 総務部理事 田平 俊則
(総務課)

課長 谷本 圭介 課長補佐 荒木 秀一
課長補佐 宮司 裕子 課長補佐 中村 元則
係長 山口 亮 主任 川瀬 陽介
(管財課)

課長補佐 井川 勝信 主任 入口 健太郎
(財務課)

課長 田中 一之 課長補佐 荒木 隆
(政策推進課)

課長 山本 昭彦 課長補佐 川内 佳代子
係長 石川 俊介
企画振興部長 松尾 義行
(企画課)

課長 久保平 敏弘
生活福祉部長 松浦 篤美
(住民課)

課長	西平隆邦	参事	木島和美
係長	相川沙織		
(環境対策課)			
課長	木島英利	係長	中尾盛雄
(福祉課)			
課長	村田ゆかり	参事	山口功
課長補佐	木須紀彦	係長	山本洋佑
(健康保険課)			
課長	森川寛子	課長補佐	中村幸子
建設部長	森浩平		
(農林水産課)			
課長	中嶋敏純	係長	畑中隆徳
係長	山本公司	主事	村山慶太
(管理課)			
課長	濱伸二	課長補佐	日名子達也
係長	前田将範	主事	馬場俊輝
(都市整備課)			
課長	松邨清茂	課長補佐	山口新吾
係長	永石大祐		
教育次長	帯田由寿		
(教育総務課)			
課長	青田浩二	係長	和田久美子
係長	金子寛之		
(生涯学習課)			
課長	栗山浩二	係長	渡辺房子
(スポーツ振興課)			
課長	山口正	係長	北野靖之
(議事課)			
課長	中山庄治		

本日の委員会に付した案件

- 議案第 46号 長与町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 議案第 50号 平成27年度長与町駐車場事業特別会計補正予算(第1号)(結審)
- 議案第 55号 平成26年度長与町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について(結審)
- 議案第 49号 平成27年度長与町一般会計補正予算(第2号)

開 会 9時30分
散 会 15時57分

○委員長（喜々津英世委員）

皆さんおはようございます。

定刻になりましたので、そして、定足数に達しておりますので、ただいまから、総務文教常任委員会を始めさせていただきます。

本日の傍聴者の方も1名おられますので、よろしくお願いいたします。

平成27年、第3回定例会本会議で本常任委員会に付託を受けました、議案第46号、長与町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由等につきましては、本会議で、町長から説明があつておりましたけれども、さらに理解を深め、審査等の事実を図るため、説明を求めたいと思います。

なお、説明は座ったままで結構であります。

その前に、資料をお願いをいたしておりましたので、今から資料の配付をさせていただきます。

それでは、お手元に資料が配られました。

これは、また、説明の中でこれを見ながらすることも、あるかもしれませんが、とりあえず、置いておいていただいて、ただいまから、説明をお願いいたします。

谷本総務課長。

○総務課長（谷本圭介君）

おはようございます。

それでは、議案第46号、長与町個人情報保護条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が、平成25年5月31日に公布され、平成27年10月5日から施行されることとなっております。

制定に伴いまして、特定個人情報について必要な事項を定めるため、所要の改正を行うものでございます。

番号法、第1条におきましては、行政運営の効率化、公正な給付と負担の確保、国民の利便性の向上などの目的が規定をされております。

また、番号法の第31条におきましては、地方公共団体は保有する特定個人情報について、番号法等の趣旨を踏まえ、適正な取り扱いの確保と必要な措置を講ずることが求められております。

先ほどお配りをさせていただきました、資料をごらんいただきたいと思います。

資料の方のナンバー2のページを御参照をお願いいたします。

新旧対照表でございます。

こちらに沿って御説明をさせていただきます。

今回の条例改正の主な内容は、番号法の第31条の趣旨を踏まえまして、町が保有する特定個人情報について、番号法の趣旨に沿った形で、適正な取り扱いの確保のため、

特定個人情報の利用、提供、開示等の請求など、必要な事項について規定を追加するもの
でございます。

第2条、第2号の改正は、番号法に基づく新たな用語、特定個人情報について、定義
規定を新設するものでございます。

第2条、第3号の改正は、番号法に基づく新たな用語、情報提供等記録について、定
義規定を新設するものでございます。

第4号から第7号までの改正は、新たな2号の新設によりまして、二つずつ号を繰り
下げるものでございます。

第8条の改正は、特定個人情報における利用の制限、提供の制限については、本条と
は別に定めるため本条中の個人情報から、特定個人情報を除いて定義するものでござ
います。

第8条の2の改正は、特定個人情報の利用の制限について、目的以外の利用を通常の
個人情報よりも、厳しく限定する趣旨で別に新設するものでございます。

第8条の3の改正は、特定個人情報の提供につきまして、番号法、第19条、各号の
いずれかに該当する場合のみ可能となるため、当該規定を一般の個人情報のものとは、
別に新設をするものでございます。

第14条、第1項の改正は、訂正、削除、目的外利用等の中止の請求対象について、
統一した用語、公文書に記載されている自己に関する個人情報となるよう、定義規定を
追加するものでございます。

第2項の改正は、特定個人情報に係る開示請求者について、本人の委任による代理人
を追加するものでございます。

第15条の改正は、第14条、第2項の改正と同じものでございます。

第27条の改正は、特定個人情報にあっては、次の条において別に利用の中止等の請
求について定めるため、本条中の個人情報から特定個人情報を除いて定義するもの
でございます。

第27条の2、第1項の改正は、特定個人情報の利用の中止または削除。

または、提供の中止を行う場合の当該措置と条件について新設をするものございま
す。

第2項の改正は、第14条、第2項の規定を準用するため、新設をするものございま
す。

第28条の改正は、個人情報の訂正請求等の手続において、第27条の2に新設いた
しました、特定個人情報の利用の中止等の請求を追加するとともに、これによる、略称
規定を追加するものでございます。

第29条の改正は、第28条の略称規定の追加に伴いまして、字句を整理するもの
でございます。

第30条の2、第1項の改正は、情報提供等記録を訂正した場合における通知に関す

る手続について、新設をするものでございます。

第2項の改正は、書面に代えてオンライン通知が可能なことを規定するものでございます。

第35条の改正は、特定個人情報の開示、または、訂正等の手続について、番号法により定められている場合でも、本条例に基づき、認めることとする規定を追加するものでございます。

附則の第1号におきましては、番号法の施行日が、平成27年10月5日でございますが、本条例の施行日とするものでございます。

附則の第2項は、個人情報保護条例の改正に伴いまして、情報公開個人情報保護審査会設置条例を改正する必要があるため、附則において、字句の整理を行うものでございます。

説明は以上で終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

今までにない資料を提供していただきまして、感謝をいたします。

今、詳細について、課長の方から説明がありましたけれども、この順番に従ってじゃなくて、2枚のペーパーと参考資料でありますので、どこからでも結構です。

質問があられば、これから質疑を行います。

どなたかありませんか。

堤委員。

○堤理志委員

今、いただいた説明資料の中でですね、読み方といたしますか、理解を深めるために伺いたいたんですが、主な要望というところで、2つ挙げていただいております。

特定個人情報の部分ですけれども、ここですね、（）の部分をやっとのかして言いますけれども、個人番号をその内容に含む個人情報というのが、やっとう意味がよく理解できないんですが、個人番号とその内容にではなくて、個人番号をその内容に含む個人情報、やっとうここをもう少し詳しく御説明いただけないでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

中村課長補佐。

○総務課長補佐（中村元則君）

本町の保護条例でいう個人情報は、個人に関する情報で特定の個人が識別されるもの、主に4情報ですね。

氏名、性別、生年月日、住所などを組み合わせたものを言いますが、これに個人番号等が加わったものが、特定個人情報となります。

○委員長（喜々津英世委員）

今の説明でわかりましたか。

他にありませんか。

安藤委員。

○安藤克彦委員

それではですね、条例の内容うんぬんではなくて、議案書の最後のところにですね、附則があるんですけれども、今回、附則による改正というのが行われているようです。

先ほど説明の中で字句の整理という言葉があったんですけれども、いわゆるこの条例を改正することによって、保護審議会の設置条例の改正も同時に行うということで、まず条例は、それぞれ別々の条例を審査会設置条例を独自に議案として上げずに、このいわゆる附則による改正を行った、背景とか理由っていうか、経緯とかまたその根拠ですね、そういうところをちょっと説明いただきますでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

谷本課長。

○総務課長（谷本圭介君）

附則の件でございますけれども、一つの条例の一部改正によって、他の条例の一部改正を行う必要が生ずる場合には、最初の条例の一部改正の附則において、関連する条例を改正することとなります。

これは法制執務紹介の方で確認をさせていただいております、一般的なやり方になっております。

つまり、1部改正条例の影響を受けて、いわゆる玉突き的に改廃する必要がある場合の条例については、附則で改廃することができるということでございます。

この場合に例えば、玉突き的に改廃された条例のその経緯がわからなくなるのではないかと懸念もございますが、附則で改正された例規についても、本則で改正された例規と同様の不足がつけられることになっておりますので、経緯がわかりづらくなるということはないようでございます。

以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

安藤委員。

○安藤克彦委員

わかりました。

それではですね、附則による改正がどの程度の範囲まで許されるかっていうことなんですけれども、基準か何かあるんですかね、あるいは字句の整理とか、いわゆる玉突きに限定されてるのかとか、そういったことをちょっと説明いただきます。

○委員長（喜々津英世委員）

川瀬主任。

○総務課主任（川瀬陽介君）

一部改正に伴う附則による改正について、どの程度まで許されるのかという御質問で

すが、特にですね、制限等はありません。

ですから、特にありません。

○委員長（喜々津英世委員）

安藤委員。

○安藤克彦委員

わかりました。

参考までに、過去、こういった形での条例改正というのは、記憶のところでいうと、給与条例が同じような形だと思うんですけども。

本町としては、ある程度一定の基準を持つとかんばいかんと思うんですよ。

ですので、そのところはどのなんでしょう。

給与条例も確かに玉突きのものが起こりますよね。

その程度までととらえて改正していくのか。

言いたいのは、やはり、条例、条例それぞれ1本1本は大切なもので、やっぱり、しっかりと審議していかなきゃいけないと思う。

今回の場合は、おしゃたように字句の整理と玉突きですので、順番が途中で差し込まれて、後がずれたということですね、そういったことなんですけども。

その、町としての、どのあたりにスタンスを持っておられるのかという説明できますかね。

○委員長（喜々津英世委員）

川瀬主任。

○総務課主任（川瀬陽介君）

御質問の件ですが、現状、町としての明確な基準等はありません。

ただしですね、国の法令等においては、関係法令の法律の改正はですね、附則で行っていることが多いです。

それですね、今回の特定個人情報の保護法においても、附則において、国の行政機関に保有する法律関係の改正も行われているので、それを参考にして、本町においても改正を行ったと、ですから、給与条例等も国の法律の改正で附則で改正してる場合は、同じようにならって改正してるんで、それを参考に行っていきたいと思っております。

○委員長（喜々津英世委員）

安藤委員。

○安藤克彦委員

上位法の改正による、いわゆる、参考にとということで理解してます。

それではですね、これは、委員長の許可が出るかどうかからないんですけども、個人情報保護審議会の件でちょっとお尋ねしたいんですけども、いいんですかね。

実際、保護審議会がいわゆる一定の歯止めをかけるという形になると思うんですけど、この個人情報の運用に関しましては、昨年度あるいは近年でどの程度、個人情報保護審

査会が開催されているのかということですね、ちょっとお尋ねします。

○委員長（喜々津英世委員）

この件は、二本の条例を一つにまとめて改正をするという提案ですから、審査会の設置条例も関連しておりますので、質問を受け付けます。

答弁をお願いします。

川瀬主任。

○総務課主任（川瀬陽介君）

御質問の件についてお答えいたします。

長与町情報公開個人情報保護審査会についてですが、基本的に年間1回は必ず開催を行うようにしております。

その中でですね、例えば個人情報の開始件数ですとか、事務の変更件数ですとか、そのような報告、後は開示請求等何件行われたのかと、そのような報告を行っております。

またですね、合わせて、例えば、個人情報の管理に関して、不服申し立てが住民の方から行われたと、そういう場合には、緊急に審議会を開催することになっておりまして、昨年度はですね、不服申し立てが1件ありましたので、合計ですね、3度の会議を行っております。

○委員長（喜々津英世委員）

ほかにありませんか。

堤委員。

○堤理志委員

8条の部分で、目的以外のためですね、利用というのはしてはならないという、規定が書いてあるわけでありましてけれども、先ほどの御説明の中でも、ここについては、厳しくするという意味もあっているような話もありましたけれども、これが、きちんと担保されるかどうか、あるいは、罰則等ですね、そういったものがどうなるのか、このあたりを御説明いただきたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

罰則等について、中村課長補佐。

○総務課長補佐（中村元則君）

利用につきましては、国が定める事務においてのみ利用可能となります。

それからですね、本町が条例化した事務についても利用可能となります。

それから、罰則についてはしばらくお待ちいただいでよろしいですか。

○委員長（喜々津英世委員）

しばらく休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて再開をいたします。

中村課長補佐。

○総務課長補佐（中村元則君）

罰則につきましては、番号法の67条で明記されております。

種類にもよりますけれども、4年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金、または、故意の悪質性想定される被害の大きさ等に照らし、本法の中で最も重い法定刑となっています。

以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○堤理志委員

本法の方にあるということですね。

それから、もう1点、ちょっとお伺いしたいのが、これも8条2の2ですかね、この中で緊急且つやむを得ないと認められる場合に、という文言があるわけですが、緊急且つやむを得ない場合ということなので、いろんなケースを想定はあるんだろうと思うんですが、例えば、何らかのこう基準なり例なりが示されるものかどうかですね。

このあたりわかればお伺いしたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

中村課長補佐。

○総務課長補佐（中村元則君）

国においてですけれども、災害等ですね、緊急時がこの場合に利用できる、緊急時に利用できる場合と明記されております。

○委員長（喜々津英世委員）

堤議員。

○堤理志委員

今の災害等緊急時には、活用できるということ、あわせて、その判断とですよ、これは緊急時だなどという、この曖昧な気もするんですよ。

この判断及びもう一つですね、そのすぐ下の部分なんですけれども、本人の権利利益を不当に侵害する恐れがあると認められるときは、ていうのがありますよね。

これも、本人の権利とか利益を不当に侵害する恐れがあるかないかっていうのが、何と申しますかね、非常に曖昧な規定じゃないかなと思うんですが、このあたりについても、何か事例、例えば、国の方でこういったことが、それに当てはまるというのは何かあるものなのか。

これもあわせてお伺いしたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

何か事例があればということでありまして、わかりますか。

中村課長補佐。

○総務課長補佐（中村元則君）

先に災害時の利用方法ですね、災害が発生した場合には、被災者台帳の作成事務等を認めれておりますので、そういう場合に名簿作成等で活用できるというふうに明記されております。

○委員長（喜々津英世委員）

ほかにありませんか。

安部委員。

○安部都委員

すみません、今の堤議員の関連の質問をしたいと思っておりますけれども、例えばですね、夫婦の場合に、元その妻が、その夫から逃げるために、別の場所にその住所を移動したと、そのときに前、以前、ニュースであったと思うんですが、そして、そのあとに夫が新しい住所をつきとめるために、役場に窓口で聞いて、それを役場関係が窓口で教えて、新しい住所に元夫が出向いて、殺人事件なんかあったということが以前ありましたけれども、このマイナンバーになって、こういう条例ができたことによって、その夫がその新しいね、妻の住所なんかを聞き出すということは、これからは不可能になるということで、この本人権利利益を不当に侵害する恐れがあるときは、認められないということで、役場関係者、その窓口ですね、そういったところで、不当には出せない。

今まで通りにはそういうふうな権利はなくなるということになるんですかね。

本人の利益を侵害しないために。

○委員長（喜々津英世委員）

質問の主旨は理解できましたか。

答弁をお願いします。

中村課長補佐。

○総務課長補佐（中村元則君）

現在もですね、DVの方とかはですね、住所地以外の居所情報っていう登録ができるようになっております。

システム上もですね、フラグを立てて、住民票を出さないようにという措置がとられております。

それからですね、今度、番号の通知が行われるんですけども、その通知先もですね、居所情報ですね、住民票ではない居所情報のところでですね、通知を送るような措置がとられております。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。

ほかにありませんか。

金子委員。

○金子恵委員

私も少し、委任状を本人の委任状を持った代理人が、情報をいただくというところで、他の自治体では委任代理人の範囲を条例の中で限っているところもあるようですけれども、そういうところはもう、本町の場合はどういうふうにされるのか、という点をまずお聞きします。

○委員長（喜々津英世委員）

中村課長補佐。

○総務課長補佐（中村元則君）

今回、番号法におきまして、本人の委任による代理人を追加しております。

番号法における、委任代理人に関する規定の追加目的は、弁護士、家族などによる請求を可能にすることで、本人関与を強化する狙いがあります。

また、個人番号が利用される社会保障、税分野の手続きは、専門家である税理士や社労士などの代理人手続きを委任するニーズが高いことから、開示請求等についても税理士などの委任代理人を認めることが、国民の利便性向上に資する。

そこで本町において、委任代理人を認めるものとしております。

以上が国の説明となります。

○委員長（喜々津英世委員）

金子委員。

○金子恵委員

わかりました。

このマイナンバー制度の中では、やっぱり安全方策というのが1番問題なのかなというふうに考えておりますけれども、この一つのデータベースで管理ではなく、分散で管理をしていくというところで、国の安全方策はされておりますけれども、本町として、独自の安全方策というの考えておられるのか、その点はいかがでしょう。

○委員長（喜々津英世委員）

中村課長補佐。

○総務課長補佐（中村元則君）

本町におきましては、事務の担当者以外ですね、個人番号を見れないように、パスワード管理を行うようにしております。

それからシステム上もですね、使うネットワークがですね、国が管理する省庁が管理するネットワークを利用して、さらに、サーバーについても、東西2カ所に設置しているサーバを経由して、通信を行うようにしています。

それから、一元管理ではなく、分散管理っていう形で情報がですね、一元化にできないようなシステムとなっております。

以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

金子委員。

○金子恵委員

それともう1点、このマイナンバー制度ですけれども、現在、ここからここまで利用ができますというのがあるとは思うんですけれども、今後の利用拡大という点で、最終的にはどのようなところまで、このマイナンバー制度を活用していこうとされているのか、この点をお願いします。

○委員長（喜々津英世委員）

中村課長補佐。

○総務課長補佐（中村元則君）

現在は、社会保障、税、災害対策ですね、こちらの利用に限定されておりますけれども、国のほうの政策としては、いろんな分野で利用できるよという、今回、通帳の管理ですね、銀行の方でも、マイナンバーが使えるようになりましたので、今後は、これが社会基盤として、普及するように整備していかれるようです。

○委員長（喜々津英世委員）

ほかにありませんか。

答弁の追加ですか。

堤委員の質問に対する答弁の追加があるそうでございます。

川瀬主任。

○総務課主任（川瀬陽介君）

先ほど堤委員から御質問いただいていた、第8条の第2項の但し書き中の本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないという部分なんですけど、現行条例上もですね、一般の個人情報について、制限がある場合に、個人の権利利益の保護のために必要が認められる場合については、個別具体的に判断するという運用によっております。

これはですね、国等の考え方を参考につくられておりまして、個別具体的にはとは、なにかといいますと、事件ごとに判断をしていくということになっております。

具体的に事件ごとについては、例えばですね、他市町の審査会の事例ですとか、あとはですね、審査会の意見等ですね、そのあたり必要に応じて、判断しながら、運用を進めてまいりたいと思っております。

○委員長（喜々津英世委員）

ほかにないようでしたら、これで質疑を終わりたいと思います。

よろしいですか。

ではこれで質疑は終わります。

しばらく休憩します。

休憩を閉じて再開をいたします。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に賛成討論はありませんか。

堤委員。

○堤理志委員

私は、議案第46号、長与町個人情報保護条例の一部を改正する条例に賛成の立場で討論を行います。

この条例は、行政手続における特定の個人の識別にするための番号の利用等に関する法律。

いわゆるマイナンバー法ですね。

これの31条に基づいて、町の個人情報保護の条例を整合させるための条例改正だというふうに認識をしております。

このマイナンバー制度そのものは、私も、以前の別の議案の審議の中で、大変問題が多い、個人の情報と国や地方公共団体が個人の情報管理するという、問題がある問題ものだというふうに考えています。

この点については変わらないわけでありましてけれども、今回の条例の中身が問題はあるにしろ、一定個人の情報を保護する、あるいは、そういったものが流出することに、歯止めをかけるという不正確も備わっているということで、100%賛成ではありませんが、そうした前向きな内容も含まれているという点から賛成するものであります。

ただし、この法律や中身については、色々と疑義を持っております。

しかし、この条例改正という点では、今以上のような理由で賛成といたします。

○委員長（喜々津英世委員）

次に、賛成、反対いずれでも結構です。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

議案第46号、長与町個人情報保護条例の一部を改正する条例は、原案のとおり、可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

しばらく休憩いたします。

会場の時計で10時20分から再開をいたします。

（10時8分～10時18分休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

それでは、休憩前に引き続いて再開をいたします。

これから、平成27年第3回定例会本会議で本常任に委員会に付託を受けました。

議案第50号、平成27年度長与町駐車場事業特別会計補正予算、第1号を議題といたします。

提案理由等につきましては、本会議で、町長から説明がありましたが、さらに理解を

深め、審査等の充実を図るため、説明を求めます。

なお、説明は座ったままで結構です。

○管財課長（迎英樹君）

迎管財課長。

それでは、議案第50号、平成27年度長与町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明いたします。

説明書の6、7ページをお開きください。

歳入でございますが、2款1項1目1節繰越金として107万6,000円を計上させていただきます。

次に、10ページ、11ページをお開きください。

歳出でございますが、1款2項1目28節繰出金107万6,000円は、一般会計に繰り出すものでございます。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

今、説明がありました。

これから質疑を行います。

どなたか質疑はありませんか。

質疑はありませんね。

それでは、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

賛成、反対、いずれでも結構です。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第50号、平成27年度長与町駐車場事業特別会計補正予算第1号は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

引き続き、議案第55号、平成26年度長与町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案についても、町長から説明があつておりましたけれども、さらに理解を深め、審査等の充実を図るため説明を求めます。

座ったままでけっこうです。

迎管財課長。

○管財課長（迎英樹君）

それでは、議案第55号、平成26年度長与町駐車場事業特別会計歳入歳出決算について、御説明をいたします。

それでは、事項別明細に沿って説明させていただきます。

6、7ページをお開きください。

歳入でございますが、1款1項1目1節、駐車場使用料でございますが、合計で73万6,150円となっております。

駐車場使用料の内訳について申し上げますと、長与（嬉里）駐車場の一般の時間駐車でございますが、年間で延べ1万822台、月平均で902台分の駐車場料金となっております。

使用料は222万7,590円となっております。

次に、定期駐車場使用料の長与駐車場分でございますが、通称、嬉里駐車場と言っておりますが、26年度は実件数43件で、延べ台数339台となっております。

使用料は292万8,960円でございます。

それから、吉無田駐車場のを定期駐車でございますが、実件数は34件、延べ394台となっております。

使用料は212万7,600円でございます。

そして、滞納繰越分でございますが、5万2,000円の収入がございました。

これは、平成24年度に滞納があった分が、1人1万円の収入。

平成25年度の滞納で1人、4万2,000円の収入によるものでございます。

平成25年度の滞納分は、これで完納をいたしました。

次に、2款1項1目1節、繰越金でございますが、109万5,251円となっております。

次に3款、諸収入、1項1目1節、町預金利子、普通預金のことでございますが、493円でございます。

雑入はございませんでした。

合計収入金額は843万1,894円となっております。

次に8ページ、9ページをお開きください。

歳出でございますが、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。

歳出済額625万9,181円となっております。

11節、需用費でございますが、34万4619円の支出で、これは平成26年度は、修繕費用使用しておりませんので、27万1,340円の減となっております。

次に、12節、役務費でございますが、8万8,522円支出しております。

口座振替手数料の776円は、親和銀行の高田振替手数料72件分で、実際は、十八銀行に330件分と郵便局に10件分ありまして、合計、実際は412件となります。

しかしながら、十八銀行は十八銀行が、役場に請求を忘れていたため、平成27年度に使用料は、支払っております。

また、郵便局に関しましては、ほかの税と等とまとめて、請求を税務課にしていたため、税務課が支払っております。

これにつきましては、平成27年度から税務課に請求が来た時点で、税務課が振り分けていただくようにしましたので、平成27年度からは、ちゃんと支出されるようにしております。

大変申しわけございませんでした。

次に、13節、委託料でございますが、503万、9,800円の支出となっております。

建築物、建設設備、定期報告委託料で、平成26年度は、3年に1回の特殊建築物等定期検査、これは5項目ありまして、敷地及び地番とか、建築物の外部調査とか、屋上及び屋根の調査とか、建築物の内部の調査、5番目に避難施設等の状況を調べるという、こういう定期検査がふえたため、それと、防犯カメラ保守業務委託が平成25年度は、14日分しか納付してなかったんですけども、1年分となりまして、それが、増えたということで、対前年度比は3%の増ということになっております。

次に14節、使用料及び賃借料でございますが、平成25年度より、防犯カメラ、賃借料、支出するようになりましたが、平成25年度は6万9,300円、2カ月分支出してはりましたが、平成26年度は、当然、1年分収支ということで、タイムレジスター賃借料と合わせて43万、6,320円を支出しております。

次に、15節、工事請負費でございますが、防潮ネット工事、これが19万3,320円ですけども、外壁補修工事、これが15万6,600円ですけども、これを行っております。

合計で34万9,920円の支出となっております。

次に、28節、繰出金でございますけども、一般会計へ109万5,000円の繰り出しをしております。

それから、予備費として30万円を計上してはりましたが、これについては支出はしていません。

歳出の合計は、735万4,181円でございます。

それから、10ページをお開きいただきたいと思いますが、実質収支に関する調書でございますが、歳入合計から歳出合計を差し引きまして、107万7,000円を次年度の繰り越しとしております。

以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

それでは、説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

まず、事項別明細書の6、7ページの歳入から行います。

質疑はありませんか。

迎課長。

○管財課長（迎英樹君）

すいません。

資料を配付してませんでしたので、今から配付させていただきたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

資料を配付されますので、しばらく休憩にします。

休憩を閉じて、再開をいたします。

今、歳入の収納状況表が、先ほど説明がありましたけれども、その内容を保管する資料が配付をされました。

これもあわせて、この6ページ、7ページの関連資料でありますので、この中で、質疑はありませんか。

堤委員。

○堤理志委員

今、いただいた資料の中でお伺いをしたいと思うんですけども、収入未済の状況が載ってるわけですけども、この方については、滞納の原因は一つお伺いしたいのと、それから今後、こういった分納という形で、納めていくという形になるのか、このあたりわかってればお願いしたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

迎課長。

○管財課長（迎英樹君）

この方は、24年度分を滞納しておりまして、決算時であと6万6,400円となっております。

この方は、自営業の方で、今は、町営駐車場は借りていらっしゃらないんですけども、前借りていた分の滞納をしてらっしゃたということで、現在、今年度に入って、分納をしていて、現在のところに2万円入っております。

ですので、残りは4万6,400円、滞納してるんですけども。

この方とは、月1回、分納していただくというお約束をしていただいているんですけども、なかなか入らなくて、現在のところ2万円入ってという状況で、たまに電話連絡がとれて来て、9月も、9月の1日に来ていただくということで、お約束していただいたんですけども、結局来なかついうふうな感じで、なかなか接触が取れない、取りにくい状態でございます。

そして、協議の中で、徴収員さんの方で徴収していただくという方法もあるんですけども、ということをお話をしたんですけども、それも、断られて、自分で持ってくるということで、協議はしております。

なかなかその、そういったふうにお約束をしていただいて、来ていただくよう、来庁していただくようにしてるんですけども、なかなか来ない日もありますけども、こういう

ふうに、9月にでも来ていただくように、折衝してしますので、なるだけは早く完納するように、うちの方としては、努力をしておる状態でございます。

以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

岩永委員。

○岩永政則委員

今のですね、未済についてのですね、滞納についての関連質問なんですけども、現在は、全部で幾ら残っとるんですか。

今、言われた4万6,400円だけなんですか。

○委員長（喜々津英世委員）

迎課長。

○管財課長（迎英樹君）

その通りでございます。

○委員長（喜々津英世委員）

岩永委員。

○岩永政則委員

今度の月決めの分で、滞納になっておるという理解をするんですけども、それをちょっと聞いたんですが、25年度のですね、当初予算からには、滞納処分、滞納分はですね、項目が上がってなかったんですね。

26年からの予算からはですね、滞納処分のこの節がですね、節ができたわけですね。

ちょっと聞きますとその中途の補正でですね、ということなんですけど、25年からですよ、24年ぐらいからずっと滞納してきた人はですね、あるAさんならAさんという固定的なものかですね、25年からさかのぼってでしょう。

そして、現在は、4万6,400円ですか、1人分と言うまで理解になるんですね。

その過去の経緯はどうなんですか。

26、25、複数なんですか。

あるAさんならAさんだけなんですか。

○委員長（喜々津英世委員）

迎課長。

○管財課長（迎英樹君）

24年度分を滞納してる方が1名、そして、もう完納になりましたけども、25年度に滞納してる方が1名、計2名でございますけども、25年度の4万2,000円滞納している方は、完納しましたから、あと1名、24年度分を滞納してる方が残ってらっしゃる。

現在では、あと4万6,400円滞納してらっしゃるということでございます。

○委員長（喜々津英世委員）

ほかにありませんか。

ありませんか。

委員長交代します。

○中村美穂委員

質疑はありませんか。

喜々津委員。

○委員長（喜々津英世委員）

今の説明で大体わかりましたけれども、恐らくこれはもう町内には居住しておられるのではないかと、町内居住者ですか、それをまず。

○中村美穂委員

迎管財課長。

○管財課長（迎英樹君）

町内居住者でございます。

○中村美穂委員

喜々津委員。

○委員長（喜々津英世委員）

町内居住者であればですね、やっぱり、もっと頻繁に連絡をとり合う、あるいは、回収に出かけるとか、そういったことをしないと、9月1日に約束しとったけども、これも、今、履行されてないという話のようでしたので、金額的にはわずかですけれども、でも、ずるずるずるずるこのままですね、引き伸ばされても、これはまた、少額ですけども不良債権化のは事実ですから。

自営業者ということをごすけれども、自営業としての実態は今もあるのかどうか、まずこれも伺います。

○中村美穂委員

迎管財課長。

○管財課長（迎英樹君）

この方につきましては、自営業で今も自営はしてると、聞きおよんでおります。

そして滞納の件なんですけども、この方は、町税の方も国保税とか自動車税とか、軽自動車税ですね、そういった税金も滞納してらっしゃる方で、収納推進課の松尾専門員とも協議して、滞納のうちの使用料を先にとっていただけるような形で、三者協議といえますか、本人と収納推進課の松尾専門委員とうちのものと三者で話し合っ、月々1万円、支払ってくださいというふうな協議をしてるんですけども。

9月だけじゃなくて、前の7月ぐらいも、お約束していただいたんですけども、その時も来るとは言ったんですけども、来なかつたりして、結構、しょっちゅうしょっちゅう連絡は取って、うちの方からとったり、松尾専門委員の方からとっていただいたり

して、なるだけ早目に、徴収するように努力はしております。

以上でございます。

○中村美穂委員

喜々津委員。

○委員長（喜々津英世委員）

今話を聞きますと、この管財課所管、駐車場だけじゃなくて、町税、国保、それぞれ恐らく水道とかそういったものも関連あるのかなと思いますけれども、そこまでいっておればですね、なかなか、管財課単独でというのも難しい部分あるかもしれませんけれども、やはり、トータルとして、町としてどれだけ債権があるのかわかりませんが、配達証明、内容証明あたりで請求をして、そして、債務確定をした上で、差押えをすとか、そういう資産があるのかどうかも、預貯金もあるのかどうかもわかりませんが、そういった対応をとる必要がありはしないかと。

こちらへんについてはどのように思っておられるのか、お伺いします。

○中村美穂委員

迎管財課長。

○管財課長（迎英樹君）

この方に関しましては、先ほど申し上げましたように、収納推進課の松尾専門員とも協議しまして、うちの方としては差押えはできませんけれども、確かに配達証明なり裁判所に出す方法はあるんですけども、実際のところ、今年度も2万円収納はしております。

そして、徴収の方法としては、収納員の方に奥さんがおられるので、奥さんにお金を預けて、収入員の方が家に行って徴収するという方法も御相談したんですけども、そういうのは嫌だということで、そういった協議の中でどういういった方法が一番徴収ができるかということで、専門員とも協議しまして、今の方法を現在のところ取っているという状況でございますので、もうしばらくお待ちいただければ、それでもとれなかったら、もちろん委員長がおっしゃるような方法も考えんばいかんのかなと思っております。

以上でございます。

○中村美穂委員

委員長と交代します。

○委員長（喜々津英世委員）

ほかにありませんか。

質疑もないようですので、これで質疑を。

すいません。

歳入の部はこれで終わります。

歳出の部、8ページ、9ページをお開きいただきたいと思います。

この歳出の方で質疑はありませんか。

山口委員。

○山口憲一郎委員

節の15の工事請負費でございますけども、駐車場施設整備工事で防鳥ネットとか、あと1つ言われたんですけど、ちょっと記録しいきれませんでしたけど、この場所と駐車場で防鳥ネットはどういう目的で工事をされてるのか、お聞きをしたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

迎課長。

○管財課長（迎英樹君）

駐車場施設整備工事は、防潮ネットと外壁補修工事をしております。

防鳥ネットに関しましては、鳩が入ってくると、その駐車場にですね、嬉里の駐車場ですけども。

入ってくるということで、入らないようにするために、外側の入って奥の方の社協に出る、出入り口があるんですけども、そこら辺とか3カ所ぐらい鳩が入らないようにするために、防鳥ネットをしております。

外壁補修工事ですけども、上の梁の部分のコンクリがはがれてですね、ちょっと落ちてたもんですから、その修理とほかのところに、傷みがないか打音で調べてですね、これも1カ所じゃなくて、そこ以外にも数カ所、5カ所ぐらい補修をしてですね、コンクリが落ちないようにしております。

以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

ほかにありませんか。

堤委員。

○堤理志委員

同じく工事請負費の部分で、今、御説明がありました、外壁の補修工事をされたということですが、今回決算で、今後のどういうふうにつなげていくかという点でお伺いをしたいんですが、今、全庁的に公共施設の老朽化というものが問題となっておりますけれども、今回のこの工事でおおよそ、駐車場についての補修というのは完了するものなのか、それとも今後ともやはりこういった小出しにですね、こういった老朽対策というのが、まだまだ必要になってくるのか、このあたりの今後の見通しをお伺いしたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

迎課長。

○管財課長（迎英樹君）

外壁補修の今後の予定でございますけども、こういったその補修工事というのは、26年度に限らず、たまたまではございます。

配管の漏れとか、ちょっとしたその電気の部分補修とかあるんですけども、これはなかなか計画的にっていうのは難しゅうございまして、点検を例えばその消防設備の点検

とかいうのは、ヤナセ産業に防火対処物の点検とかやってもらってますので、そこで、不具合があれば、当然、補修をせんばいかんということで、報告書が上がってきますので、それによって補修をするという作業はしております。

今後もそういうのは出てくるものと考えております。

以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

ほかにありませんか。

山口委員。

○山口憲一郎委員

節の14の使用料の所で防犯カメラの賃借料があがっておりますけども、これは駐車場を私も総務に戻ってきましたので、ちょっと確認で聞きたいんですけど、ここは3カ所、全部してるんですか。

どっか1カ所だけ。

○委員長（喜々津英世委員）

迎課長。

○管財課長（迎英樹君）

防犯カメラにつきましては、7カ所つけておりまして、全部を見えるようにですね。どこの箇所でも見えるように対応をしております。

以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

迎課長。

○管財課長（迎英樹君）

つけてるところは、嬉里駐車場、地下駐車場だけでございます。

申し訳ございません。

○委員長（喜々津英世委員）

ほかにありませんか。

安藤委員。

○安藤克彦委員

まず1件目が、口座振替の状況ですね。

26年度末での利用率、なんていうんですかね、契約率というんでしょうか、その状況、それと、これも関連するのかわからないんですけど、郵便料が昨年度決算よりも半額ぐらいになってるんですかね、かなり減ってるようなんですけども、わかりません。

12節、郵便料、昨年よりも減ってるんですよ、大幅に、ですので、その要因ですね、関連するのかわからないんですけども、お尋ねします。

○委員長（喜々津英世委員）

井川課長補佐。

○管財課課長補佐（井川勝信君）

口座振替の率について申し上げます。

今現在ですね、吉無田駐車場につきましては、75%ぐらいは、口座振替になっておるところでございます。

嬉里駐車場につきましては、50%にもまだ満たないというところで、全体的に見れば、なかなか、前年度から比べて伸びていない状況でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

入口主任。

○管財課主任（入口健太郎君）

郵便料が25年度分と26年度の比で、約半額程度下がってるということなのですが、これにつきましては十八銀行が年度途中から大量に口座に切りかわっておりまして、その分で郵便料の方が、納付書の発送が減りましたので、郵便料が減っております。

○委員長（喜々津英世委員）

ほかにありませんか。

歳入歳出、いずれでも結構です。

質疑はありませんか。

それでは、質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

賛成、反対、いずれでも結構です。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第55号、平成26年度長与町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり、認定すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案につきましては、原案のとおり認定すべきものと決しました。

しばらくお待ちください。

それでは、議案第49号の平成27年度長与町一般会計補正予算第2号の管財課所管分について、これから質疑を行います。

その前に説明を求めます。

迎管財課長。

○管財課長（迎英樹君）

それでは、議案第49号、平成27年度長与町一般会計補正予算（第2号）の説明を

管財課分を御説明いたします。

説明書の6、7ページをお開きください。

歳入でございますが、17款1項1目1節、駐車場事業特別会計繰越金でございますけども、107万6,000円を計上させていただいております。

管財課所管の分は以上でございます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

すみません。

もう一度、17款1項1目1節、駐車場事業特別会計繰入金でございますけども、107万6,000円を計上させていただいております。

管財課所管分は以上でございます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

一般会計補正予算の管財課所管分、今、説明が終わりました。

歳入の部、17款だけでとのことであります。

質疑をこれから行います。

どなたか質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで管財課所管分の審査を終わります。

しばらく休憩いたします。

11時10まで休憩します。

（11時～11時9分休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

それでは委員会を再開いたします。

これから、財務課所管の補正予算について、審査をいたします。

提案理由につきましては、本会議で町長から説明がありましたけれども、再度、理解を深め審査の充実を図るため、説明を求めます。

田中財務課長。

○財務課長（田中一之君）

平成27年度一般会計補正予算第2号の財務課所管分の御説明を申し上げます。

議案書の6ページをお開きください。

第3表、地方債の補正でございます。

これの臨時財政対策債でございます。

臨時財政対策債というのは地方債の一種でございます。国の地方交付税特別会計が財源が不足した場合に、地方交付税として交付すべき財源をですね、交付額を減らしてその穴埋めとして、地方公共団体が、地方債を発行する制度になります。

自治体がこの地方債を発行する形になるわけですが、この分の償還に関する費用は、

今年度、地方交付税に措置されることとなります。

当初予算では、当初4億9,000万円、限度額を設定してございました。

臨時財政対策債の額が、本年度の額が決定いたしましたので、その分の増額をする補正でございます。

9,947万1,000円を追加いたしまして、補正後の金額、限度額を5億8,947万1,000円に変更する補正となります。

続きまして、説明書の歳入ですね、こちらの8ページと9ページのほうをお開きください。

17款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、2節減債基金繰入金、これにつきまして、マイナスの1億5,000万減額する補正でございます。

こちらの方は、地方交付税等の額の確定により、当初予算の収入見込み額より増額が見込めたことによる繰入金の減額でございます。

当初、減債基金を取り崩す予定といたしておりました、3億、5,000万円を1億5,000万減額をいたしまして、2億円とするものです。

この分については、可能な限りですね、減債基金は今後もですね、取り崩さなくて済むような形で調整をしていくつもりでございます。

続きまして、18款繰越金、1項繰越金の1目1節の繰越金、こちらが1億と19万3,000円の増額補正でございます。

こちらは、平成26年度決算で確定をいたしました、準繰越金のうち、一部を今回の2号補正の歳出の財源として充てるものでございます。

続きまして、20款町債、1項町債の4目、臨時財政対策債、こちらは、先ほどの地方債の補正で説明をいたしましたとおり、本年度の臨時財政対策債の発行可能額の決定による補正計上でございます。

9,947万1,000円を増額いたしまして、5億8,947万1,000円になる補正でございます。

最後、歳出の方になりますけれども、ページの20ページと21ページの方、お開きください。

12款公債費、1項公債費の1目元金でございますけれども、こちらを歳入で説明をいたしました。

減債基金の繰り入れをですね、今回の補正で1億5,000万円減額したことによる、財源組み替えとなります。

以上が、財務課所管の分でございます。

御審議方よろしくお願いたします。

○委員長（喜々津英世委員）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

まず、6ページの地方債の補正、先ほど説明がありましたように、5億8947万円、1年に限度額が増額をされております。

5億8,947万1,000円となっております。

ここはよろしいですか。

これは、後で、また関連がありますので、その時にでも結構です。

それから、8ページ、9ページ、歳入の17款2項1目2節の減債基金繰入金、マイナスの1億5,000万、それから繰越金、これは26年度の決算の額の一部を繰越金として計上したという。

それから、20款1項4目の臨時財政対策債、ここについて、8ページ、9ページについて何かありませんか。

次に、歳出、20、21ページ、財源組み替えと説明がありました。

歳入、歳出いずれでも結構です。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで財務課所管を終わります。

しばらく休憩します。

準備が整うまでしばらく休憩します。

委員会を再開をいたします。

これから総務課所管を行います。

本会議でも説明があつておりましたけれども、再度、理解を深め審査を充実させるために、説明を求めます。

谷本課長。

○総務課長（谷本圭介君）

お疲れさまです。

それでは、総務課所管の平成27年度長与町一般会計補正予算第2号につきまして、説明をさせていただきます。

まず、5ページをお開きください。

第2表、債務負担行為補正でございます。

追加の欄の防災行政無線デジタル化整備事業でございますが、これは、現在の防災行政無線が、平成元年に導入されたアナログ式のものであり、設備の老朽化に加え、修理部品の確保ができないため、平成27年度から平成28年度にかけて、デジタル式に更新するため、債務負担行為を設定させていただくもので、限度額、3億5,539万円の設定をさせていただくものでございます。

次に6ページをお開きください。

第3表、地方債補正でございます。

変更の欄の消防施設整備事業でございますが、これは、消防格納庫建築に充てる財源

を消防格納庫建設充当起債から緊急防災減災事業債へ変更したため、起債の充当率が75%から100%と増額になるもので、さらに防災行政無線のデジタル化更新に充てる緊急防災減災事業債を追加したため、限度額が変更となるものでございます。

次に、長与町一般会計補正予算第2号に関する説明書の6ページ、7ページをお開き下さい。

歳入でございます。

14款県支出金、2項県補助金、8目消防費県補助金、1節消防費補助金でございます。

長崎県消防団充実強化促進事業費補助金の17万2,000円でございますが、これは、第6分団消防格納庫のシャッター塗装代に充てる予定にしているものでございます。

次に8ページ、9ページをお開きください。

19款諸収入、5項雑入、1目雑入、1節雑入でございます。

コミュニティ助成事業助成金80万円が、総務課分でございます。

これは、宝くじの社会貢献広報事業の一環としまして、助成される助成金であります。地域防災組織育成の中の消防団活動の整備という事業内容区分に対して助成をされます。

防災倉庫の購入に充当させていただく予定といたしております。

20款町債、1項町債、2目消防費、1節消防施設整備事業債。

1億3,970万円でございますが、これは、第6分団消防格納庫建設事業充当起債1,570万円と、防災行政無線のデジタル化充当起債1億2,400万円でございます。

どちらも緊急防災減災事業債、こちらの充当率は100%でございますが、それを使用させていただくものでございます。

次に、歳出の16ページ、17ページをお開きください。

9款消防費、1項消防費、2目消防施設費、11節需用費でございます。

修繕料80万円を計上させていただいております。

これは防火水槽等の修繕料に充てるものでございます。

13節委託料は、防災行政無線のデジタル化更新の管理委託料、505万円でございます。

15節工事請負費、1億1,946万5,000円は、避難場標識整備工事、24万3,000円と防災行政無線デジタル化更新工事1億1,903万5,000円、それと、第6分団消防格納庫のシャッター塗装工事、18万7,000円でございます。

4目防災対策費、18節備品購入費、89万4,000円は、防災倉庫購入費でございます。

役場敷地の北東部角にごみステーションがございますが、その横に設置の予定といたしております。

約1.5坪タイプの倉庫でございまして、消防防災関連の備品等のほかに利用する予

定でございます。

次に、22、23ページをお開きください。

補正予算給与費明細書でございます。

議員の皆様方の関係でございます。

平成27年、3月議会におきまして、長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例が可決されましたことによるものでございます。

期末手当の年間支給率が2.60カ月から3カ月分に改正されたことに伴い、151万4,000円を増額するものでございます。

以上で総務課関連の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

ただいま総務課所管の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

まず、歳入の部から行いたいと思います。

第2表、債務負担行為補正、5ページですけれども、ここの追加の部分、防災行政無線デジタル化整備事業3億5,539万円、それから、次の6ページの消防施設整備事業、地方債の限度額が増額補正をされております。

この5ページ、6ページありませんか。

ほかの歳出等でも出てまいりますので、その時、一括しても結構です。

次に、歳入の分ですけれども、6ページ、7ページをお開き下さい。

14款2項8目、消防費県補助金、17万2,000円の補正が出ております。

よろしいですか。

第6分団のシャッターの補修に使うということであります。

よろしいですか。

次が、8ページ、9ページ、これが、19款5項、1目の雑入で、コミュニティ助成事業、助成金80万、防災倉庫の購入に充てるということであります。

それからその下の20款1項2目1節の消防施設整備事業債、1,570万と1億2,400万が出てまいります。

これよろしいですか。

安部委員。

○安部都委員

9ページですね、消防施設整備事業の第6分団の消防格納建設事業充当の件なんですけれども、これにつきましては、いつぐらいから開始、格納庫の需要の開始されまして、終わりほどのくらいなんです。

それは、わかりますか。

○委員長（喜々津英世委員）

谷本課長。

○総務課長（谷本圭介君）

第6分団消防格納庫でございますが、予定といたしましては、今月末に入札を実施していただくことにしております。

完成は、年度末の2月いっぱいを目途に予定といたしております。

○委員長（喜々津英世委員）

よろしいですか。

ほかにありませんか。

岩永委員。

○岩永政則委員

ちょっと確認なんですけども、この債務負担行為のですね、債務負担行為が平成27年並びに28年でしたよね。

追加の分がですね、3億5539万円、いうことに、先ほど説明があったんですが、後で歳出が出てまいりますけども、考え方としては、27年と今年度のこの補正分と28年度の当初予算か何かでですね、追加で出てくるだろうと思うんですね。

したがって、その債務負担行為をしましよと、3億幾らですね。

今年の歳出は1億、今から出てまいりますけれど、1億ちょっと数千万。

ということで、要するに2カ年計画でこれをデジタル化にしていくというこの理解をまずしていいんですかね、そういう理解でいいんでしょうか、確認です。

○委員長（喜々津英世委員）

谷本課長。

○総務課長（谷本圭介君）

この防災行政無線のデジタル化でございますが、平成27年、28年に2カ年にわたりますので、来年度に関する工事及び管理委託料等を含めまして、債務負担行為を設定をさせていただくものでございます。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。

ほかにありませんか。

次、歳出の方16、17、9款消防費。

堤委員。

○堤理志委員

消防費の13委託料及び15の工事請負費にかかりますけれども、防災行政無線のデジタル化を進めるということではありますが、まず、デジタル化をすることによる利点は、どういったものが想定されますか。

○委員長（喜々津英世委員）

谷本課長。

○総務課長（谷本圭介君）

まず、デジタル化をすることになりますメリットでございますが、親局と子局との通信機能がございまして、災害で通信不能となった場合でも、子局に設置をされた電話を通じて、通話ができるということがまずございます。

そして、1つの操作で複数のメディアを通じて情報伝達が可能となるシステムのため、いろんな分野での長所が出てまいります。

複数のメディアといたしましては、例えば、エリアメール、さらには、登録メール、ケーブルテレビ等の連携、あるいは自動応答がございます。

あと、ホームページの連携とかあるいはボイスメール、それと、メール音声の放送、それと、SNS等も設定の予定ということで、今、検討いたしております。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○堤理志委員

ちょっと、私もよく理解できていないわけですがけれども、通常、防災行政無線というものですか、各地にですね、町内各地にある大型のスピーカーで放送するもの、放送するものが、ただ単にアナログからデジタルになるだけではなくて、今の説明ですと、例えば、放送した内容が即時に町のホームページ等々でも同じような内容、ホームページとかメールとか、そういうふうな活用も可能になる。

ちょっと、もう少し詳しくお願いできないでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

山口係長。

○総務課係長（山口 亮君）

それでは、私の方からお答えいたします。

今のアナログの防災無線はですね、防災無線で放送を人がして、同じ内容をメールで職員が打って、それが皆さんの登録されている携帯に来てるんですね。

それで、緊急時は、その一つの操作で、すべてのメディアに瞬時に連絡が行くってというのが、やっぱり望ましい状態でありますので、このデジタル化によって、今度はですね、もう人が放送するのではなくて、もうメールを打てば、自動で音声にも変換をして放送もする。

登録制のメールも配信をされる。

そして、ホームページも自動で連携される。

ケーブルテレビにも字幕がでる。

そういうような、一つの操作ですべてに連携をするというのが最大のメリットと考えております。

以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

ほかにありませんか。

岩永委員。

○岩永政則委員

この前もちょっと出ておりましたかね、ある部分ではですね、地域では聞こえないところがあると、例えば、平木場の山田地区の上の方とかですね、聞こえないという苦情もですね、こうあって私に来ておるんですけども、検査の結果、支障なしというのような、そういう回答もいただいておりますんですけども。

そうであれば1番いいんでしょうけども、そういう全体的に、現状的に聞こえないところがあるというですね、そういう現実から考えると、デジタル化をすると聞こえやすくなると、いうことは言えないんですか。

今言われた、例えば、人がですね、こうしてしゃべるんじゃなくして、メール打つとそれぞれ放送もでき、我々例えば登録しておるんですが、すぐ瞬時に来ると、今も来ますですね、そういうものがメリットだというお話があったんですが、もう1回言いますが、非常に聞こえづらいところがあると、いうところの解消に寄与できるという理解を
していいのですか。

○委員長（喜々津英世委員）

山口係長。

○総務課係長（山口 亮君）

お答えいたします。

デジタル化に変わった際にですね、音声というのは、アナログと実はさほど変わりません。

聞こえやすくなるかという、格段に聞こえやすくなるということはありません。

ですので、今回デジタル化するに当たりまして、全町を電波調査を再度行いました。

それで、岩永議員がおっしゃったように、平木場の隠川内のですかね、確かに一部聞こえない地域っていうのがございましたので、そちらの方も増設をする方向で検討しております。

現在、60局、子局がございますが、デジタル化をした際には、4局増やして64局設置をする方向で考えております。

以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

ほかにありませんか。

堤委員。

○堤理志委員

先ほどの件のちょっと続けて、お伺いしたいと思うんですけども、先ほどの回答の中で、手で入力したものが、もう音声に変換されて放送がなされるという件に関してなんですが、現在、職員の方が、音声でですね、肉声で伝えてはいますけれども、この放送

がですよ、多分、長与町は山に囲まれてるものですから、反射なんかもあるということも考慮してか、分設ごとにちょっと間を置いて話をされていますよね。

これ一気にだーっと話されますともう山の中でわんわん響いて、なかなか聞き取れないということでそうされてるのかなと思うんですが、今回こういうデジタル化をすることによって、そういったことも考慮ができるものなのか、むしろ、1辺でだーっと話されてしまって、聞き取れないというようなおそれが生じやしないのかというちょっと疑問を持つんですが、このあたりは検討されていますか。

○委員長（喜々津英世委員）

山口係長。

○総務課係長（山口 亮君）

お答えいたします。

スピーカーの方向によってですね、今、3回ぐらいに分けて放送しているかと思えます。

確かに山の反射なんかによってですね、放送した内容が、山に当たって帰ってきて、次の放送とぶつかり合って、非常に聞こえづらくなるポイントっていうのはですね、どうしてもやっぱり存在いたします。

今回デジタル化によって、それが解消するかという疑問なところはありますので、そういった地区については、また個別にスピーカーの向きを調整するなりいたしまして、対応したいと考えております。

以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○堤理志委員

スピーカーの向きでということでもありますけれども、もちろん、それはそれで結構なんですけど、ちょっと私が心配してるのは、例えば、長い文章になるような、言葉を発しななければならない時に、今現在は、文節を区切って、空白を設けて、その反射を解消といたしますかね、されていますけれども、今度の機器で、機械的にそういうことが可能なかどうか、そこがちょっと気になるものですから。

○委員長（喜々津英世委員）

山口係長。

○総務課係長（山口 亮君）

お答えいたします。

確かに長い文章の場合ですね、非常に間をおかないと聞き取れない部分というのもあるかと思うので、実際デジタル化でどういうふうな区切りができるかっていうのは、実際の運用の部分ですので、そのあたりは実際に導入後ですね、調整をしていきたいと考えております。

○委員長（喜々津英世委員）

安部委員。

○安部都委員

今の件なんですけれども、例えば、音声で知らせるだけではなくって、長与町だけの問題でなくって、今、NBCなんかです、契約をしたら、その長与町の情報が瞬時に、その情報の中の音声スーパーですかね、スーパーで流れる防災の情報が瞬時にリアルタイムに流されるというようなことを、ちょっとテレビの方で拝見したんですよ。

そういうところで、契約をして、その長与町だけの発信、字幕で音声聞こえないとかいうこともありますので、例えば、家の中に居て、そのニュースを見て、テレビを見て、情報発信がその場でリアルタイムに見れる、そういったことは考えられていませんでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

山口係長。

○総務課係長（山口 亮君）

お答えいたします。

ちょっと、NBCとの契約については、私もちょっと初めて伺いましたので、そこは今から確認をさせていただきたいと思っております。

あとはケーブルテレビの字幕ですね、長与町は、結構、ケーブルテレビ導入世帯が多いと聞いておりますので、そういったところでは、テレビを利用されている方にはですね、伝わりやすいのかなというふうに考えております。

また、今回ですね、総務課長の説明でもありましたが、ボイスメールっていう、ちょっと新しい仕組みを考えてまして、通常の登録者へのメールだけではなく、もうちょっと老眼とかが入ってくると、なかなか文字も見にくいですよ。

それを再生ボタンを押すと、音声でも確認できるっていうような、サービスを新たに導入したいというふうに考えております。

ですので、さまざまな媒体です、伝える努力はしてまいりたいと考えておりますので、そちらの方で対応していきたいと考えております。

また、携帯を持ってらっしゃる方については、エリアメールっていうのがございます。

前回の議会の際に、ピロピロと音が鳴ったかと思いますが、避難勧告情報などについては、エリアメールっていうのをですね、強制的にこちらから送ることができます。

それも、現状でいうと職員が、携帯のキャリア事ですね、ドコモさんとかソフトバンクさんとか auさんとか、キャリアごとに作業して、エリアメールを届けられないんですけども、今度、デジタル化を行うと、それも一つの操作でエリアメールも発信することができるようになりますので、非常に多くの媒体等連携ができるという意味で、より皆さんに伝わりやすくなるのではないかなと考えております。

○委員長（喜々津英世委員）

安藤委員。

○安藤克彦委員

関連して、防災無線というんですかね、防災行政無線、今、メールでも配信をされているんですけども、防災無線といいながら、実践放送される内容というのは、多岐にわたりますよね。

いわゆるお知らせ的なものから、本当に防災に関する災害情報、避難所の開設の情報とか、これは、一斉にお知らせするという意味で、議会情報を確か知ってると思うんですけども、これをどの程度までこう広げるっていうものなのかですね、どこまで広げていいものなのか、もうはっきり言ってこんなの要らないよという情報まであるわけですよ、要らないよというか、必要な人にとっては必要なんでしょうけども、本当にこう、どうしてもなれば窓をあけて聞いたりとか、耳を澄まして聞いたりとか、何かしているのをやめて聞いたりとか、あっこんなかつていうのも、多々あるような感じがします。

一つは、メール配信もされてますよね。

このメール配信に情報がある程度、登録時点で選択制ができないのか。

本当の防災無線だけを、本当に防災に関する必要なものだけ送ってくださいとか、生活情報が入ってますので、生活情報まで自分が受信をしますとか、そういった選択制の導入は、これを機会にですね、できないのか、そのところをお伺いしたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

山口係長。

○総務課係長（山口 亮君）

お答えいたします。

まず1点目、防災無線の放送内容についてですが、どこまで放送する、どういった内容まで放送するかという点につきましては、まず、災害情報については異論はないところだと思えますが、行政放送ですね、法律相談のお知らせであるとか、大会の中止の連絡であるとかそういったところも、今、長与町は積極的に放送をしますので、他町と比べると少し放送が多いのかなというふうには、若干感じる部分がございますので、少し内部でも、精査をいたしまして、もう少し減らせないかというのは、検討していきたいと思えます。

2点目について、メールのですね、受信内容を防災情報だけ受信できるようにできないかということですが、非常におもしろい考え方だったんだなと思えますので、そこについては、落札されたメーカーとですね、そこは調整をして、そういったことが選択できないかどうかというのは、検討してまいりたいと考えてます。

現実的にできるかどうかはわかりませんが、非常におもしろいと思えますので、検討していきたいと思えます。

○委員長（喜々津英世委員）

ほかにありませんか。

岩永委員。

○岩永政則委員

先ほどの債務負担公費を尋ねたんですが、今度、歳出のですね、17ページの関連であります、このデジタル化の工事費ですね、1億1,903万5,000円。

これと、委託料の505万円、これも関連しますと思うんですね。

それが、今年度の総額だろうと思うんですが、その内容ですね、27年度の内容とそれじゃもって、2億数千万、3億何千万ですからね。

28年が多いわけですね。

したがってその27年度分と28年度分のですね、予定の事業内容をですね、お知らせをしていただきたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

谷本課長。

○総務課長（谷本圭介君）

更新事業の計画でございますけれども、まず、今年度平成27年度でございますが、親局の設備ですね、これ1局でございます。

それと遠隔制御装置、これは既設の利用いたしますが、その1台、それと子局ですね、これの14局を整備をしたいと考えております。

それで、来年度、平成28年度ですが、再送信用の子局を3局、それと一般の子局を47局、それと、個別の受信機用200台ほど整備をしまいたいというふうに計画をいたしております。

○委員長（喜々津英世委員）

もう一度、少しゆっくり、皆さんメモをしておりますので、岩永政則委員

○岩永政則委員

いいですか。

今、委員長が言いましたようにね、今、言いますように書きよるんですよ、だから、べらべら言うてもわからん、書ききらんですね、もう少し丁寧にゆっくりお願いします。

○委員長（喜々津英世委員）

谷本課長。

○総務課長（谷本圭介君）

申し訳ありません。

では、ゆっくり申し上げます。

更新計画は、2カ年にまたがります。

まず、平成27年度ですが、親局の設備が1局、遠隔制御装置、こちらが1台、それと、子局が14局、これが今年度分でございます。

そして、来年度28年度でございますが、再送信子局、これが3局、再送信子局、はい。

再送信子局といいますのは、電波を中継するための機能を持っている子局でございます。

それと、一般の顧客が47局、それと、個別の受信機200台、以上の整備計画を予定をいたしております。

○委員長（喜々津英世委員）

よろしいですか。

ありがとうございました。

ほかにありませんか。

堤委員。

○堤理志委員

15の工事請負費の1番最後のところの、シャッターの塗装工事のところでお伺いしますが、ちょっと私の聞き漏らしかもしれませんが、まず、これはどこの格納庫のシャッターなのかと、ちなみに、築これはどのくらい経過してるものなのかですね、お伺いしたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

谷本課長。

○総務課長（谷本圭介君）

消防格納庫のシャッター塗装工事でございますが、これは今年度、移転新築をいたします、第6分団消防格納庫のシャッターの塗装を予定をいたしております。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○堤理志委員

新築するのに改めてこう塗装する必要性を伺うかと思ったんですが、多分、町のマスコットかなにかのイラストがする必要があるということで、別途、塗装設けてるそういう理解でよろしいんですか。

○委員長（喜々津英世委員）

谷本課長。

○総務課長（谷本圭介君）

おしゃるようになりますね、消防のマスコットのキャラクターも書きますし、消防団に関することも、一応、言葉としては書くようにいたしております。

そういうことで、補助をいただける予定になっております。

○委員長（喜々津英世委員）

ほかにありませんか。

中村委員。

○中村美穂委員

防災行政無線の先ほど個別の受信機の200台というところで、ちょっと思い出した

んですけれども、以前は、自治会長の家に個別の受信機があったということで、私が引き継いだときには、そういったものはうちの自治会にはなく、新しい自治会にはあって、よく聞こえる、聞こえるというかうるさいぐらい、家の中で鳴るということを知りました。

ただ、現在は、もうそういったものは、配付をしていないというふうに伺ったんですけれども、今後の対応としてはそういったものは考えてらっしゃるのでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

山口係長。

○総務課係長（山口 亮君）

お答えいたします。

現在お持ちの戸別受信機については、平成元年に、今のアナログシステムを導入したときに、合わせて200台ほど入れております。

今回もですね、戸別受信機の使用期限というか、もう故障してるものがほとんどですので、新しいものに入れ替えをしたいと考えておまして、自治会長様、あとは消防団、あとはどうしても、もう電波が届かないような地区については、個別受信機の方を導入していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

ほかにありませんか。

堤委員。

○堤理志委員

この18節の備品購入費のところでお伺いしたいんですけれども、役場の隅の方に1.5坪ほどの小さな防災倉庫、いろんな備品を入れるのかと思うんですが、この必要性ですね、これをどうしてもやっぱり別途設けなければならぬという、その設置の必要性についてもう少し詳しく御説明いただければと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

山口係長。

○総務課係長（山口 亮君）

お答えいたします。

今度、導入をしようと考えている防災倉庫については、主に避難用具関係をですね、入れたいと考えておまして、現在避難用の毛布が100枚、後は、アルミ用の床に敷くアルミマットですね、それも100枚ほどございます。

毎年少しずつですね、防災用品を増やしていただいております、非常に保管が手狭になってきております。

したがって、そういったものを充実させていくためにも、防災倉庫の方を新たに設ける必要があると考え、今回、補助の申請をいたしました。

以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

よろしいですか。

安部委員。

○安部都委員

先ほどのシャッターの件でちょっと疑問にちょっと感じたので質問をいたしますが、第6分団のシャッターはですね、17万2,000円で県の補助からですね、買えるということなんですが、それは新たにまた第6分団の別置で新しいところで立て直しをするわけですよね、そこでは持っていく、または再利用されるわけですけど、そのシャッターについて、すいません、新しくするわけじゃないわけですよね、だから、今のを取り消します。

○委員長（喜々津英世委員）

先ほどの答弁にもありましたので、ほかにありませんか。

歳出の方なにかありますか。

22、23。

安藤委員。

○安藤克彦委員

22、23で上がってきてるのは、議員の件なと思うんですよね。

記憶では、町長も上げたと思うんですが、それがここでは繁栄されていないようなんですけど、ちょっとそのところ御説明いただけますでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

宮司課長補佐。

○総務課課長補佐（宮司 裕子君）

町長、副町長につきましては、12月補正で一般職の人事異動に伴うものと、人事勧告の分と合わせて計上予定にしております。

○委員長（喜々津英世委員）

安藤委員。

○安藤克彦委員

ちょっと、前のページに戻ると歳出の12ページを見ると議会につきましては、議員の期末手当が補正で上がってきてるんですよね、ここで今度、総務費の方では、ここで総務費の方では、たぶんあがって来るんでしょうけど、町長の方は上がってきませんよね、12月っていうのは多分、期末手当の支給日が12月1日ですかね、ということは補正予算には、たぶん間に合わないと思うんですよ。

そのところは、予算が現年度予算の規定の分で足りるという理解で上げてないのか、それを確認したいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

宮司課長補佐。

○総務課課長補佐（宮司 裕子君）

町長、副町長の期末手当の部分のみで見るとですね、足りないんですけども、それ以外の一般職の分を1月、2月、3月分の手当等を入れて、規定予算で足りているために、今回補正に上げておりません。

以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。

ほかにありませんか。

歳入、歳出、債務負担行為、そういったすべてをひっくるめて、質疑はありませんか。ないようでしたら、総務課所管の質疑を終わります。

これから休憩しますが、13時15分まで休憩をいたします。

（11時58分～13時9分休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

それでは、午前中に引き続きまして、委員会審査を再開をいたします。

政策推進課所管の質疑を行います。

説明を求めます。

山本課長。

○政策推進課長（山本明彦君）

それでは、平成27年度一般会計補正予算第2号政策推進課所管分につきまして、御説明をいたします。

まず、歳入ですが、説明書の8ページ、9ページをお開き願います。

19款諸収入、5項1目1節雑入の長崎県町村会物産展事業助成金、35万9,000円。

長崎県市町村振興協会地域活性化支援事業助成金、11万円が政策推進課分になります。

次に、歳出で説明いたしますが、長崎市で開催されます、ラブフェス2015の参加にかかる経費と結婚推進等事業委託料の一部、それと、長与ガイドマップGO長与改訂版の作成経費の助成金となります。

続きまして12、13ページをお開き願います。

歳出になります。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、9節旅費、11節需用費、13節委託料、この全部が政策推進課分でございます。

9節旅費3万円でございますが、こちら長崎市で2日間開催されます、ラブフェス2015の参加に係る職員6人分の普通旅費と生活改善グループの方、2名分の費用弁償それぞれで2日分でございます。

11節事業費、消耗品3万円は、こちらラブフェス2015の際の来場者プレゼント用の特産品代となっております。

続きまして印刷製本費、22万2,000円は、長与ガイドマップGO長与改訂版の印刷代となっております。

1万部を作成予定でございます。

最後に、13節委託料、結婚推進等事業委託料317万8,000円でございます。

こちら現在、社会福祉協議会に委託をしております、結婚相談事業に加えまして、今回、未婚者、その親に向けた結婚についての意識を啓発する講演会、それと、婚活行うときに、その未婚者の方が自信がもてるように、スキルアップを図るためのセミナー、そして、結婚促進と相談役としての婚活サポーターを養成するための講座を開催する事業となります。

こちらの方は福祉課所管で受け入れを行っております。

地域少子化対策強化交付金、国庫補助の方に収入で746万8,000円受入れをしておりますが、こちらのこのうちの287万8,000円と先ほど歳入で申し上げました、長崎県町村会物産展事業助成金の35万9,000円のうち、地域おこしイベント分として30万円合わせました、317万8,000円を活用します事業ということでございます。

以上が政策推進課所管分でございます。

御審議の方、よろしくお願いいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

それでは説明が終わりました。

これから質疑を行います。

歳入が8ページ、9ページの19款5項、1目の35万9,000円と11万分の予算、この分です。

何か質疑はありませんか。

ないようでしたら、歳出の方が12、13ページ、2款1項1目、これがすべて政策推進課の所管です。

歳入歳出合わせて結構ですから。

安部委員。

○安部都委員

2つ、2点お聞きします。

長崎市で開催されるラブフェスですね、これについて、ちょっと詳しい内容知りたいということと。

2点目は、結婚推進の委託料で、社協さんが行っておりますが、現在登録者数、それから、その親に対する講習会ですか、それはちょっとどういうふうな形で行われるのか、スキルアップ、婚活サポーターの要請というのは、どなた向けにされるのか、

ちょっとそのところをお知らせください。

○委員長（喜々津英世委員）

わかる人でいいですよ。

川内課長補佐。

○政策推進課課長補佐（川内佳代子君）

ラブフェスの部につきましてですが、10月17、18の2日間で行われまして、長崎市の水辺の森公園の方ですね、毎年開催をされてる分になります。

内容といたしましては、各種地元の食堂とかのブースですね、ブースの方もあり、あと町村会と公共の施設のブースもあり、来場者数の方が今年が、すいません、よく覚えてないんですけども、去年より多い来場者数を見込んでですね、若い方向けのイベントっていうふうに聞いております。

結婚推進等事業についてですが、現在の登録申請がですね、8月末で全員で135名というふうに聞いております。

今回、補正のほうで上げさせていただいております、結婚推進等の事業の分ですね、親に向けての講演会ということになりますが、一応、18歳以上の未婚の男女及びその親ということで、講演会をですね、講師の方を招きまして、講演会プラス、ディスカッションですかね、そういうふうなものも交えて、現在の結婚のありかた、あと、結婚、子育て、後、出産ですね、妊孕性について、こちらの方も含めたところで、講演の方を行う予定になっております。

あと、スキルアップ講座についてですが、こちらの方は、現在、予定をしておりますのは、今、相談所の方に登録をしております、135名っていうの優先的にはなるんですけども、お食事とかそういうのをしまして、男女別に、今までは、男女一緒にお食事をして、婚活イベントをして出会いをっていうふうにしていたんですが、まだその出会いまでいかない、出会いを求めるまで積極的になれない男女を相手をメインにして、コミュニケーションのとり方、どのようにしたら私はしゃべれるかな、私は、どのようにしたら自分をアピールできるかなっていうのを、スキルアップ、自信としてもってもらえるようなセミナーを行いたいということで計画を立てております。

○委員長（喜々津英世委員）

安部委員。

○安部都委員

了解しました。

その135名中、今までに現在カップルになったというか、結婚まで至ったのは1名でしたか。

○委員長（喜々津英世委員）

川内課長補佐。

○政策推進課課長補佐（川内佳代子君）

お答えいたします。

26年度末に1組、成婚というふうになっております。

カップルというのは8組ぐらい、今、いるような形で聞いておる入れんですけども、なかなか成就するっていうのは難しいようです。

○委員長（喜々津英世委員）

安部委員。

○安部都委員

最近ではなかなかね、結婚もしなくていいとか、やっぱりそういう消極的な若者たちも結構いますよね。

それで、親に対する、18歳以上の親御さんに対するそういったセミナーを行うっていうことは、昔ではあんまり考えられないようなことなんですけど、今そういうことをしないと、やっぱりこう子供たち、娘、息子に対するそういった結婚を促すっていうか、推進するという意味では、ちょっと画期的なのかなというふうに思いますが、その点、見込みっていうかこれからそういった親に対するセミナーを行うことでの長与町に実際結婚をして、ともに、維持をしてもらうための希望というか、そういったことはどのように考えてますか。

○委員長（喜々津英世委員）

川内課長補佐。

○政策推進課課長補佐（川内佳代子君）

ちょっと難しい意義とかっていうのは、わかりかねますが、個人的に申し上げますと、いろいろあの相談をされている来る方、御本人様も確かにあるんですけども、親御さんの方も、うちの息子、うちの娘をということで相談者の方にですね、相談に来られる、御自身の気持ちが一番大事ですのでってことで、受け付けがちょっとできないんですけども、そういう方たちにですね、もし親御さんの講演会に来ていただければ、おしりを押すではないですけど、そういうふうな役目をしていただけるような講演会をして、長与町の方で住んでいただいて、長与町の方で、子育てまでしていただくというふうな方になればなと思っております。

○委員長（喜々津英世委員）

ほかにありませんか。

金子委員。

○金子恵委員

すいません、1点だけ。

婚活サポーターの育成というところに入ってございましたけれども、今、現在そのサポーターは何名で今後、どのくらいの育成っていうか、サポーターを育成していくものか、その点をちょっと1点お願いします。

○委員長（喜々津英世委員）

川内課長補佐。

○政策推進課課長補佐（川内佳代子君）

お答えいたします。

今、サポーターという立場にいらっしゃる方が、県のほうで委嘱されている方が、縁結び隊という方がいらっしゃるんですが、その方が長与町に3名いらっしゃいます。

あと、結婚相談所ですね、社協のほうに、結婚相談所の方に相談員ということで、3名、土日ですね、来ていただいて、相談を受けていただいております。

今後、その養成講座ということで、養成の方ですね、5回行うようにしてるんですけども、一応、登録制ということでしておりますが、登録受講をしていただいた方の半数か6割ぐらいは、登録をしていただければなというふうに思っております。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。

堤委員。

○堤理志委員

印刷製本費のところ、ガイドマップを1万部というふうに聞いたんですけども、この内容がどういった内容かをもう少し詳しくお聞きしたいのと、この1万部の配布とございますか、活用方法をどういうふうに計画をされているのかお伺いしたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

山本課長。

○政策推進課長（山本明彦君）

この長与のガイドマップというのがですね、今も、作っておりますけど、こちらの方GOながよってという冊子になります。

こちらの方、中の方がですね、いろいろ長与町内の店舗等を掲載しております。

こちらの方をですね、店等を変更もごさいますので、改定も兼ねて行ってですね、今度、1万部の方、政策の方、予定をしております。

その使用方法ですけど、各公共施設に配付とそれとあと、店舗のほうにですね、こちらに掲載をされています、店舗のほうにも配付をする予定でございまして。

あとは今年度また、長与シーサイドマルシェのほうを行いますので、こちらの方でも配布の方を予定をしております。

以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

ほかにいいですか。

岩永委員。

○岩永政則委員

1件だけですね、確認をしたいと思いますが、この結婚推進事業の委託については、相談と同じように、社会福祉協議会に委託をするということで理解をしいんですか。

○委員長（喜々津英世委員）

山本課長。

○政策推進課長（山本明彦君）

そのとおりでございます、委託の方は社会福祉協議会のほうに委託をする予定でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

岩永委員。

○岩永政則委員

いやもするとですね、私は社協の回し者でも何もないんですが、町でやらないかないのをですね、社会福祉協議会にですね、あれやこれや、あれやこれはですね、委託をしすぎるんじゃないかと。

したがって、その町の主体性がですね、福祉協議会は社会福祉法人ですからね、だから、町がやらないかない、町が直接ですね、事業主体になっていくのであればですね、町がもう少し手をですね、差し伸べて、実際、直接やっていくという姿勢がですね、なければいけないんじゃないのかと。

この福祉の分野、部門についてもしかりでですね、もう何でも何か新しいものするとですね、すぐ社会福祉協議会だという安易な考え方があるんじゃないかなという、過去からですね、考えても、そういうことを最近、常々こう思うんですね。

その点は、もう向こうが了解するんだからいいじゃないということであればですね、それはそれとしても、譲渡するとしましてもですね、何かをやっぱり町がやろうとすると、言いますようにその福祉協議会に委託をしている。

向こうはですね、てんやわんやの忙しさという感じになって行くんじゃないのということをおもうんですね、そのあたりは適当な時期にですね、やっぱり、考え方の視点を変えてですね、手を直接やっぱり出して行くというですね、あるいは、もう実行していくという姿勢に変えていかないといかないそういう時期であるんじゃないかなと感じはいつもとるんで、その点はどうですか。

部長。

○委員長（喜々津英世委員）

指名がありましたので、部長、答弁をお願いします。荒木部長。

○総務部長（荒木重臣君）

社会福祉協議会がですね、たくさんの事業を抱えているというのも我々もわかっております。

ただ、この結婚相談事業にですね、関して言わしていただけたら、全国結婚相談関係をやっているところが、自治体はもちろん、社会福祉協議会のほうでも事業として、結構取り組んでおられます。

うちの方がこれを始めたきっかけといたしましては、社協の方から、相談事業の一環

として、こういった結婚相談もできないかという話がございまして、町も一緒になって、いろんなところへ研修に行ったりしながら、始めた事業でございます。

それで、主体は社会福祉協議会でやりますけど、事業としては、長与町の事業ということで取り組んでいただいておりますので、うちからお願いしたものじゃなくて、両方で始めたというものでございます。

○委員長（喜々津英世委員）

ほかにありませんか。

堤委員。

○堤理志委員

先ほど説明がありました、ラブフェスとか結婚相談事業、それから、ガイドマップ、全部にかかわると思うんですけども、ちょっとそもそもの話になって、申し訳ないんですけども、要するにラブフェスとか結婚相談事業というのは、広くとらえれば、少子化対策の1面もあるのかなという気がするんですよ。

そうなるくと、どちらかという福祉的な、社協に委託するという面も含めてですけども、福祉課的な要素があるのかなと思いますし、また、ガイドマップについても、これも地域振興といいますかね、商工業の活性化の関係かなというふうに思います。

そうなりますと、何ていいですかね。

政策推進課の存在と地域振興といいますか、企画振興関係、それから福祉、なんかどうすみ分けていいですかね、所管を考えたらいいのかなというのが、ちょっと私自身も混乱するわけなんでんですが。

このあたりの町としての、担当所管をどうするかという位置づけというのは、どういうふうに考えればいいのか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

荒木部長。

○総務部長（荒木重臣君）

今の堤委員さんの委員さんのお尋ねでございますが、政策推進課という課自体ちょっと微妙なところがございます、企画部門も関係すれば、地域の部門関係するということとなっております。

この結婚相談事業をまず取り組むっていうときにも、これは企画じゃないか、地域じゃないか、福祉じゃないかということでいろんなこう話をしたんですが、せっかく町長のひざ元というんですかね、町長が取り組むという手は挙げた事業ですから、政策でやったらどうかということで、政策の方でやっております。

それからGO長与のガイドマップですね。

これに関しましても、本来なら地域で観光関係、商工関係、そういったものもございまして、これも先ほど言ったような理由で政策の方で一緒に取り組んだらどうかということで、引き受けさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。

ほかにありませんか。

安部委員。

○安部都委員

先ほどのガイドマップのことに対する提案なんですけれども、もう1万部ということ
で予定されてて、刷られたのかどうなのか、ちょっとわからないんですが、このガイド
マップは、長崎市の方でもですね、その例えば、車いすの方たちが、このレストランは、
全部入れますよというような車いすマークとかですね、あと、車いすの人たちがこの
トイレは入れますよというようなマークがそのお知らせをしてマークがついてると思う
んですけれども、やはり町外から来た人たちも、長与町の方たちにとっても、誰にでも
優しいガイドマップということになるのではないかなというふうに思いますが、そのあ
たりはいかがでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

山本課長。

○政策推進課長（山本明彦君）

委員おっしゃるとおりだと思います。

あと、ガイドブックもそうですけど、一応、結構、きちぎちに作られておまして、
その辺、後で検討しまして、載せられるものは載せていこうかと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

それでは、これで質疑を終わります。

政策推進課、お疲れ様でした。

休憩をします。

場内時計で40分まで。

（13時32分～13時37分休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩前に引き続いて、議案の審査を行います。

次は、企画振興部企画課所管を行います。

説明をお願いいたします。

久保平課長。

○企画課長（久保平敏弘君）

それでは企画課分、御説明申し上げます。

企画課は歳入のみでございます。

6、7ページをお開きいただきたいと思います。

13款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、2節地域活性化補助金、地域住民等緊急支援のための交付金、地方創生先行型1,000万円でございます。

企画課分は以上でございます。

これはですね、国の平成26年度補正予算にて創設されました、地域住民生活等緊急支援のための交付金、地方創生先行型、既交付分ですね、上乗せ交付として10月末までの総合戦略策定を条件として、交付されるものでございます。

使途といたしましては、長与総合公園体育館の備品購入費、トレーニング機器の購入をですね、想定をしております。

以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

説明が終わりました。

企画課所管は、この13款2項1目の2節、地域活性化補助金の1,000万円、これだけだということであります。

質疑はありませんか。

資金使途につきましても、今、課長の方から説明がありましたので。

人の方は、他の課ですので、質疑を打ち切ります。

以上で、企画課関係の審査を終わります。

御苦労さまでした。

場内の時計で45分まで休憩をいたします。

（13時39分～1343時分休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

それでは、休憩前に引き続き、委員会を再開します。

次は、生活福祉部関連であります。

まず、住民課所管から行います。

説明をお願いいたします。

西平課長。

○住民課長（西平隆邦君）

こんにちは。

補正予算第2号の住民課所管について御説明いたします。

今回の補正も6月議会に引き続き、個人番号通知に係る追加の経費でございます。

説明書の12、13ページをお開きください。

2款総務費、3項1目戸籍住民基本台帳費9節旅費ですが、これは送付先情報を当初は回線により送信するようになっていましたが、媒体に届けるように変更になったための、職員2名分の旅費を計上しております。

次に、12節役務費は、個人番号通知カードの受領案内や個人番号カード送達のための、郵便料を計上しております。

以上が住民課所管でございます。

よろしく願いいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

どなたかありませんか。

安藤委員。

○安藤克彦委員

郵便料につきまして、報道等では簡易書き留めとかっていうのがあってるんですけども、その件ですかね。

まずわかりますか。

○委員長（喜々津英世委員）

西平課長。

○住民課長（西平隆邦君）

報道等に出ている簡易書きとめについては、6月議会でお願いいたしました、J-L I S（ゼイリス）に対する交付金の中に含まれております。

今回は返戻した分とか、要するに郵便局の配達がうまくいなくて、町に戻ってきた分を再度、受領してもらうための連絡方法とか、あと個人番号カードを交付する際に、個人宛てに送付するための郵便料をお願いしております。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですね。

ほかにありませんか。

それでは質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

御苦労様でした。

次は、環境対策課を行います。

それではこれから、環境対策課所管を行います。

説明を求めます。

木島課長。

○環境対策課長（木島英利君）

環境対策課所管について、平成27年度長与町一般会計補正予算第2号に関する説明書により説明をいたします。

説明書、歳出の14ページ、15ページをお開きください。

4款衛生費、2項清掃費、2目ごみ処理費、11節需用費でございます。

消耗品費、1,283万円を計上いたしております。

これは今年度分のごみ袋不足予想枚数130万枚分を計上いたしております。

次に、3目し尿処理費13節委託料でございます。

し尿システム改良委託料26万円を計上いたしております。

これはし尿システムにバーコード読み取り機能を組み込みものでございます。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

今、説明が終わります。

14、15ページの4款2項の2目、3目。

この件について、質疑はありませんか。

堤委員。

○堤理志委員

事業費の部分でゴミ袋を作るということでしたけれども、これは、もともとが固めに見積もっておられたのか、それとも需要予測が若干変わったのか、そのあたりをちょっと詳しく御説明いただけないでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

木島課長。

○環境対策課長（木島英利君）

4月から6月までの3カ月分の支出量に対しまして、4倍をした計算上、予算予定枚数より、不足した分を計上したような形にしております。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。

ほかにありませんか。

いいですか。

質疑を終わります。

御苦勞様でした。

次は福祉課を行います。

それでは、福祉課所管を行います。

議案の説明をお願いします。

村田課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

福祉課所管の今回の補正につきましては、大きくは四つの事業に対する補正予算となります。

新規の補助事業が二つと財源組み替えが二つでございます。

それでは、説明に入りますので6、7ページをお開きください。

歳入でございます。

説明書の6ページ、7ページをお開きください。

13款2項2目民生費国庫補助金3節児童福祉費補助金の4項目すべて福祉課所管でございます。

冒頭に申しあげました四つの事業が、これらの補助金でございます。

一つ目の地域少子化対策強化交付金746万8,000円は新規事業です。

結婚、妊娠、出産、育児の切れ目のない支援に対して交付をされるもので、補助率は10分の10、746万8,000円のうち459万円が福祉課所管、287万8,000円が政策推進課の歳出に計上をされております。

次に、保育所等整備交付金5,121万9,000円は、めぐみ保育園の増改築に係る補助金を当初予算では、14款の安心こども基金事業費補助金で、予定をしておりましたが、子供子育て支援新法により、新たに創設をされました、保育所等整備交付金に財源の組み替えを行うものです。

大きな違いが2点ございまして、1点目は、安心こども基金では27、28年度の2年分を一括申請することとなっておりますが、保育所等整備交付金では、単年度ずつの申請となっております、今回、全体工事の約27%を計上しております。

2点目が当初予定をしておりました、安心こども基金と比較をしますと、補助率が大きく変わっております。

安心こども基金では補助が基準額の2分の1、町の負担が基準額の4分の1でしたが、新たに創設をされました、保育所等整備交付金では、国の補助が基準額の3分の2、町の負担が12分の1となっております。

また、事業者の負担割合では、どちらも4分の1と変わりませんが、補助基準額が1,000万ほど増額はされましたので、事業所に対する補助金も全体で見ますと800万ほど上乗せをされることとなりました。

結果として、町の負担が減り、事業所に対する補助金が増額をされるということになります。

次に、子供子育て支援交付金4,187万5,000円につきまして、子供子育て支援新法施行に伴い、補助メニューが変更されたことに伴う財源の組みかえです。

詳細につきましては、14款の中で御説明をいたします。

次に、子供子育て支援整備交付金542万8,000円は、放課後児童クラブの建設費に対する補助金です。

今月9月1日よりビューテラス北陽台に、おおとり保育園が開園をしたところですが、今年度4月より、仮設の施設にて放課後児童クラブの運営をされておられました。

新たに創設をされました、子供子育て支援整備交付金を活用しまして、今年度中に、おおとり学童クラブを建設をしていただく運びとなりました。

次に、14款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、2節児童福祉費扶助金がすべて福祉課所管です。

1行目の放課後児童クラブ障害児受け入れ促進事業補助金、2行目の放課後児童クラブ環境改善事業補助金、3行目の安心こども基金事業費補助金の中の、保育緊急確保事業として2,864万2,000円。

そして4行目の児童健全育成事業振興補助金、5行目の保育対策等促進事業費補助金が6行目の子供子育て支援交付金に一本化されたことに伴う財源組み替えです。

子育て支援に対する補助メニュー13事業が、この子供子育て支援交付金に集約をされることとなりました。

次に1番下の子供子育て支援整備交付金は、先ほど13款で御説明しました、おおとり学童クラブの県費の負担金になります。

補助基準額の3分の2を国、県、町で3分の1ずつ負担をすることとなっています。続きまして8ページ、9ページをお開きください。

17款繰入金、2項基金繰入金、4目地域福祉ボランティア基金繰入金の1節地域福祉ボランティア基金繰入金が福祉課所管になります。

当初予算で、めぐみ保育園建設費の町負担分として6,829万5,000円を計上しておりましたが、新たに創設をされました、先ほどの保育所等整備交付金を活用することにより、町の負担が補助基準額の4分の1から12分の1に削減をされました。

さらに歳入で御説明を申し上げましたとおり、27、28年の2カ年事業を単年度ずつ精算する形となりましたので、総事業費の本年度施行区分27%の町負担分が640万2000円となりました。

これに、おおとり学童クラブ建設費の町負担分、542万8,000円をプラスをしまして、補正後の額が1,183万円となり5,646万5,000円の減額補正をお願いするものです。

歳入は以上です。

次に歳出に入りますので、12ページ、13ページをお開きください。

3款民生費、2項児童福祉費はすべて福祉課所管になります。

1目児童福祉総務費、13節委託料の459万円は歳入で御説明申し上げました、全額国庫補助であります、地域少子化対策強化交付金を活用した長与町コミュニティウェブサイト制作委託料です。

本町では、現在、子育てガイドブックの「大きくなあれ」というものの発行しておりますが、これに結婚の部分をプラスをしまして、ウェブサイトを立ち上げる予定としております。

次に19節負担金補助及び交付金です。

1行目の放課後児童クラブ運営費補助金は、おおとり学童クラブの追加と開設日数加算や長時間開設加算等の補助基準額の増額並びに、放課後児童支援員等の処遇改善に伴う補助の新設などに伴う、学童クラブに対する補助金の増額補正のお願いです。

次に2行目の放課後児童クラブ障害児受け入れ促進事業補助金は、補助基準額が1クラブ当たり7万3,000円引き上げられたことと、さらに上乘せがありまして、5人以上の障害児を受け入れしているクラブに対して、倍額の補助基準となったことに伴う増額補正です。

3行目の保育所緊急整備事業補助金のマイナスの分は補助名称の変更に合わせて、その次の行の保育所等整備交付金に変更をいたしております。

金額の変更につきましては、歳入でも御説明しましたとおり、2年分は単年度に分けたことによるものです。

5行目の1番下の放課後児童クラブ施設設置補助金、おおとり学童クラブの新設に対する補助金になります。

次に、2目児童福祉運営費、19節負担金補助及び交付金、1行目の延長保育促進事業補助金は補助基準額の減額に伴う補助金の減額です。

今年度から、保育園認定こども園に対し給付はされます、施設型給付費の中に、延長保育の基本額相当分が含まれることとなりました。

施設型給付費である運営費補助金は、入所人数の増加等もありますので、のちの議会で計上補正をさせていただく予定にしております。

次に、2行目の一時預かり事業補助金は、今年度から認定幼稚園も補助対象となりましたので、増額の計上させていただいております。

次に、4目児童館費11節事業費は、児童館に設置をしておりますAEDのバッテリー一等の取りかえを行うものです。

以上が今回の福祉課所管分として補正をお願いするものです。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

それでは説明が終わりました。

歳入が6ページ、7ページの13款2項を2目3節。

ここから、それから14款2項、歳入、それからもう一つ、8ページ、9ページにも、17款2項4目の1節があります。

合わせて何か質疑あれば、お願いいたします。

質疑はありませんか。

堤委員。

○堤理志委員

このあたりについては、当初予定してた、いろんな交付金のメニューがあったと思うんですよね。

その後、こういう町にとって有利なものがあったということで、急遽組み変えたと思うんですが、通常、例えば、国あたりから、今年の初めあたりからそういうのが出てくると思うんですが、遅れたといいますかね、組み替える必要が生じたというのは、国あたりからのこういったものの詳細が、後から連絡が伝わってきたということなのか、このあたりが、経緯をちょっと御説明いただければと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

村田課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

子供子育て支援新法と施行に伴いまして、いろんなことが変わるっていうことで、去年の暮れぐらいから来ていたんですけども、実際に通知として、補助基準額が幾らですよっていう通知が来たのが今年の2月になります。

それを受けて今回の補正のお願いとなりました。

以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。

ほかにありませんか。

いいですか。

それでは、質疑もないようですので、歳入はこれで終わります。

歳出が12、13の3款2項1目13節19節と2目の19です。

これについて質問がありませんか。

堤議員。

○堤理志委員

13委託料のところでは長与町コミュニティウェブサイト制作委託料というのが出ております。

本会議の説明の中で、答弁の中では、いろんな双方向といいますかね、相互交流みたいな答弁があったというふうな記憶してはるんですが、総合交流、双方向型というのでも少し具体的にどういうふうなことが可能になるのかですね、御説明いただければと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

村田課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

今回の分は、町の取り組みですとか、県の取り組み、民間の取り組み、地域の取り組み等をですね、町の方から情報を収集して情報発信していくっていうのが大きく一つと もう一つが先ほど言われてますように、子育てをしている同士がお互いにですね、情報交換を行う場として、また、町と子育てをされてる方の両方ですね、意見を情報交換を行う場として掲示板機能付加しようと思っております。

その中で、若い世代の子育てに対する不安をですね、解消したりですとか、雨の日はどこで、遊ぶところがあるよとか、あと先輩ママとか同じ世代とか、色んなアドバイスをもらったりですね、さまざまな人たちのコミュニケーションの場として、活用を図っていただくような掲示板機能付加しようというふうに考えております。

以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○堤理志委員

詳しくは、現物を見てみないとなかなかわからないかと思うので、確認したいと思いますけれども、ちなみに、これが大体いつぐらいから、この掲示板を開設するような計画といたしますか、予定になっているでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

村田課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

この9月の補正議決が終わりましたら、すぐにですね、見積もり等を取りまして、ウェブサイトの開設の作業にかかろうと思ってるんですけど、多分、年度末ぎりぎりになりまして、開設はもう年度末になるのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

堤委員。

○堤理志委員

放課後児童クラブのことで、ちょっとお伺いしたいんですけれども、ビューテラス北陽台の保育園か幼稚園かそのところが併設になるのかなと思うんですけれども、この間、この長与小校区の放課後児童クラブといいますかね、非常に定員が満杯の状態がありましたけれども、この場所については、恐らくビューテラス北陽台の住民の方が多いのじゃないかなと思うんですけれども、今からまた、家が建っていきますよね、そうなった場合に、おおよその町としてどのくらいその児童さんが出てくるだろう。

それを、カバーできるような定員といいますかね、そういう器の規模っていいですか、これがきちっと、せつかくつくっても、また、満タン、満員になって、次の場所を探さなければならぬというようなことが、また繰り返されるようなことにならないかどうか、このあたりは検討されてるかどうか、お伺いしたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

村田課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

26年度が放課後児童クラブが7クラブありまして、実際に御利用されていた方が453名おりました。

御存じのとおり、まるたんぼクラブさんが大規模クラブということで非常に多くなっております。

今年度はですね、1人も新しい子供さんをまるたんぼさんで受け入れをしないですね、新しく4月に開設をしました、長与っこクラブさんの方で受け入れをしているような状況になっています。

なおかつ、今、もうすでに108名登録をされているんですけども、まるたんぼさん

は、他のところと分割をしたいという希望があられるんですね、新しい所を、土地とか場所を探してクラブを2つに分割をしたいという意向をいただいているんですけども、新しくですね、そこのビューテラスにできますよということで、今、お話をさせていただいているような状況です。

今、まるたんぼさんの保護者の方にもですね、そちらの方に移っていかどうかとか、アンケートをとっていただいているような状況になっています。

今、現在、おおとりさんもあわせまして、9クラブになるんですけども、全体的に子供の数は、減少傾向と言いながら、利用される方っていうのは、年々30名、40名単位で増えて来ているような状況です。

おおとりクラブさんの方では、2支援単位、2クラブですね、今回、増設をしたいということでお話をいただいておりますので、長与小校区の子供さんと南小校区の子供さんまで、カバーができるのではないかなというふうに考えております。

1クラブ40名っていう定員がございますけども、支援員の先生方にお話を伺いましたら、毎日、毎日こう40人来る訳ではないので、実質5、60ぐらい登録があった方がですね、毎日いる数が40名、それでやっとな補完をされますということで、50名から60名いた方が運営としては非常にやりやすいということも、いただいておりますので、ちょうどおおとりさんが開設をしますと10クラブということで、10クラブであれば、最低が400人。

400人から600人ぐらいまではカバーができるということで、一定ですね、充足ができるのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

ほかにありませんか。

ありませんか。

それでは、質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

ごくろうさまでした。

引き続き、健康保険課を行います。

それでは、引き続き、健康保険課所管を行います。

説明をお願いします。

森川課長。

○健康保険課長（森川寛子君）

それでは健康保健課所管について、説明書により御説明をいたします。

14、15ページをお開きください。

歳出の説明になります。

14、15ページをお開きください。

4款衛生費、1項保険衛生費、1目保健衛生総務費の7節賃金は、健康増進係の保健

師2名が12月から産休に入る予定となっておりますので、代替職員の賃金98万3,000円を計上いたしております。

つきまして3目母子衛生費ですが、今年度から養育支援訪問事業を開始しております。

この養育支援訪問事業は、育児ストレス、産後鬱、育児ノイローゼなどの問題で、子育てに対して不安や孤立感を抱えている家庭やさまざまな要因で養育支援が必要になっている家庭に対して、子育て経験者等による育児や家事の支援援助を行うものです。

当初の見込みでは、週1回で1人につき2カ月程度の支援を、人数については4名程度と見込んでおりましたが、実際に支援に入ってみますと週2回、多いときでは3回、しかも、3カ月以上支援が必要なケースが出てきております。

7月までの実績から判断して、追加での40万円の補正をお願いするものです。

なお、この事業につきましては、先ほど福祉課のほうで説明があつておりました、子供子育て支援交付金の方で、国費、県費それぞれ3分の1の補助が受けられるものです。

以上が今回の補正の内容でございます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長（喜々津英世委員）

安部委員。

○安部都委員

育児休業の代替職員なんですけども、2名ですね、すいません、12月からいつまでとおっしゃいましたか、すいません。

○委員長（喜々津英世委員）

森川課長。

○健康保険課長（森川寛子君）

恐らく育休も取るということですので、育休が生まれてから1年までが最長で3年までとれますので、その期間がいつかっていうのはわかってないんですが、今回補正させていただいているのは、3月末までの分になります。

○委員長（喜々津英世委員）

ほかにありませんか。

ありませんか。

それでは、健康保健課所管を終わります。

ごくろうさまでした。

次に、介護保険課所管を行います。

それではこれから、介護保険課所管を行います。

議案の説明を求めます。

富永課長。

○介護保険課長（富永正彦君）

それでは介護保険課所管分について、事項別明細書により御説明をいたします。

6、7ページをお開きください。

1番下になります。

17款繰入金、1項特別会計繰入金、2目後期高齢者医療特別会計繰入金4万4,000円でございます。

これにつきましては、平成26年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に伴います、一般会計への繰り出し額4万5,000円につきまして、既定予算の1,000円を加え、補正額4万4,000円とし、補正後の額を4万5,000円とするものでございます。

以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

説明が終わりました。

17款1項2目この補正であります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ごくろうさまでした。

場内の時計で、14時30分まで休憩をいたします。

それではお疲れさまです。

（14時16分～14時28分休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩前に引き続き、委員会審査を再開をいたします。

ここから建設部を行います。

まず、農林水産課所管を行います。

説明を求めます。

中嶋課長。

○農林水産課長（中嶋敏純君）

皆さまこんにちは。

お疲れさまでございます。

それでは、議案第49号、平成27年度長与町一般会計補正予算第2号の農林水産課所管分につきまして、御説明をいたします。

それでは、早速ですが、事項別明細により御説明をいたします。

歳出の14、15ページをお開き願います。

それでは、5ページの債務負担行為第2表ですね、債務負担行為補正につきまして御説明をいたします。

追加のですね、農産物加工施設整備事業元利償還補助金、期間が平成28年度から平

成42年度、限度額としまして2,950万円ということですが、これにつきましては、平成27年度、3月議会におきまして、ご審議をいただきました、国による、まち・ひと・仕事、創生に向けての、地方創生事業によります、地域活性化、地域住民生活緊急支援交付金によります、補助率が事業費の3分の2によります、事業の採択を受けました、農産物加工処理施設整備に伴います、補助残分の借入金に対します元利償還補助金として、平成28年度から平成42年度までの期間におきまして、2,950万円ということ限度額を定めるものでございます。

それでは引き続きまして、事項別明細により説明をいたします。

歳出の14、15ページをお開き願います。

6款農林水産業費、1項3目農業振興費、19節負担金補助及び交付金の農産物加工施設整備事業元利償還補助金の17万円でございますが、これにつきましては、先ほど申しましたように、まち・ひと・しごと創生ということで、交付金の補助率が補助事業費の3分の2によります、事業の採択を受けました、農産物加工施設整備に伴います、補助残分の借入金に対します元利償還補助金でございます。

これはですね、町内で唯一の加工処理施設が、もう築33年ということで計画をしておりまして、老朽化によりまして、販路開拓を行うにも支障をきたしてる状況でございました。

このようなときに、今回の地方創生事業の話がございまして、既設加工所の機能強化を始め、オリーブの搾乳機を導入した新商品の開発など、新たな販路の拡大によりまして、今後はですね、売上伸ばして、一定の雇用につなげる展開行い、町の活性化と農林水産業の振興や農業所得の向上に寄与することを目的として、今後の施設運営について、町も一緒になって使用していくために、管理償還につきまして補充を行うものでございます。

今回の補正としましては、仮入れ元金が2,550万円、利息としまして、2%に対します今年度利息分としましての17万円を計上させていただいております。

以上が農林所管分でございます。

御審議の方をよろしくお願いいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

それでは、説明が終わりました。

債務負担行為と歳出は、今、言いました6款1項3目の17万と説明がありました。

この件で、これから質疑を行います。

どなたか質疑ありませんか。

もう一緒に結構です。

いいですか。

岩永委員。

○岩永政則委員

5ページのね、確認なんですけども、5ページの28年から来年から42年までの14年間になりますかね、これの債務負担行為の補正なんですけども、2950万円になっております。

これのですね、事業費に対する、事業費の単独分になる分の元利償還について補助しましょうと、いうことだろうというふうに思うんですけども、2950万円に対するですね、この元の建設事業費ですたいね、これはちょっと幾らだったんですかね。

幾らになりますか。

○委員長（喜々津英世委員）

中嶋課長。

○農林水産課長（中嶋敏純君）

事業費ということですが、今からですね、入札にかかるものもございまして、全体の予算ということで御説明を申し上げますけれども、このふるさと創生はですね、事業費、全体事業費としまして6,000万の事業費でございました。

そのうち、3分の2が補助金ということで4,000万ということでございます。

当然、残額ということでございますので2,000万ということでございますが、

プラス2,000万に補助対象にならない、瓶とかですね、包装用紙、今度瓶もリニューアルをしまして、色々こう意匠レットルですね、そういうやつもリニューアルしまして、販売をしていくということで、そういうことでちょっとしたそういう資金もですね、補助対象外の資金も必要になってまいりましたので、そういうことで御理解いただきたいと思っております。

○委員長（喜々津英世委員）

岩永委員。

○岩永政則委員

そしたら、2,000万の単独分についてですね、その元利償還に対する債務負担行為だということで理解をしいわけですね。

そういうことでしょう。

○委員長（喜々津英世委員）

中嶋課長。

○農林水産課長（中嶋敏純君）

そうでございます。

○委員長（喜々津英世委員）

ほかにありませんか。

ないようですので、これで質疑を終わります。

これで、農林水産課所管を終わります。

御苦勞様でした。

続いて、管理課を行います。

それでは、建設部管理課所管をこれから行います。

議案の説明を求めます。

濱課長。

○管理課長（濱伸二君）

こんにちは。

管理課所管分の歳出についての御説明をいたします。

それでは、事項別明細書の14、15ページをお開きください。

8款1項1目土木総務費14節使用料及び賃借料6万4,000円土木CADシステム借上料でございます。

次に、19節負担金補助及び交付金750万円は、国道207号、改良工事と県道33号線、改良工事に伴う地元負担金でございます。

次に、2項2目道路維持費、11節需用費80万円は、街路灯などの修繕費でございます。

続きまして、16、17ページをお開きください。

13節委託料、100万円は、斉藤郷毛屋地区、測量設計でございます。

15節工事請負費2,500万円は、斉藤郷法面補修工事と駅前サニータウン線、舗装工事でございます。

8款4項1目港湾整備費、19節負担金補助及び交付金13万8,000円は、海岸保全工事に対する地元負担金でございます。

最後に、8款6項1目公営住宅管理費、11節需用費360万円は、退去戸数の増加に伴う修繕料でございます。

以上が監理課所管分でございます。

どうぞ御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

説明が終わりました。

管理課所管は歳出だけというふうになっております。

14、15、16、17、8款1項、2項、4項、6項ですね。

住宅、これについて質疑をこれから行います。

どなたでも結構です。

質疑はありませんか。

堤委員。

○堤理志委員

すいません、17ページの13委託料で、測量設計委託料ということで斉藤の毛屋地区ということですのでけれども、こういった内容のこういった目的の工事の測量設計なのか、このあたりを御説明いただければと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

濱課長。

○管理課長（濱仲二君）

図面により説明さしていただいてよろしいですかね。

○委員長（喜々津英世委員）

準備ができますまで、ちょっと休憩をとります。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて、これから再開をします。

ほかにありませんか。

堤委員。

○堤理志委員

すいません、もう1点ちょっと理解を深めるためにお伺いしたいんですが、15ページの県事業の地元負担金ということで御説明、これは本会議の中で、207の狭隘部分の160メートル区間の調査、これは大体わかるんですが、もう一つ、33号線の中で一部、何かそういうのがあるということですが、具体的に例えばどういう状況にあって、どういう内容がどういう必要性といいますか、そういうものがあるのか、ここも御説明いただければと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

日名子課長補佐。

○管理課長補佐（日名子達也君）

県道33号線の分につきまして御説明を申し上げます。

県道33号線につきましては、場所が2カ所ございます。

1カ所につきましては、サウンドパークというカラオケ屋さんがあるんですが、あそここのちょうど役場の方から行きますと、左カーブ、こちらから行けば左カーブになります。

あそこからちょうど横断歩道がございまして、歩道の待機場所がないということでですね、視距改良とその歩道の部分、待機場所の改良という形で、延長約200メートルここの分の工事という形です。

それともう1カ所はですね、それから、まだちょっと本川内より行きますと、平野モーターズさんがございます。

こちらはこちらから行きますと左カーブになるんですが、あそこもちょっとカーブでございまして、その分の視距の改良の分で約200メートルという形で2カ所、33号線で計上をいたしております。

以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。

ほかにありませんか。

16、17ありませんか。

○委員長（喜々津英世委員）

金子委員。

○金子恵委員

住宅費のところ、360万これは退去戸数が増えたためという御説明だったと思いますけれども、今後、どのくらいの退去が見込まれるというか、退去した場合すぐ入居されているのか。

大体、何カ所かありますけれども、その入居状況とか、そういうのがちょっとわかれば教えてください。

○委員長（喜々津英世委員）

日名子課長補佐。

○管理課長補佐（日名子達也君）

現在修繕料という形で700万、予算の方いただいております、現在、8月末で530万ほど支出をしております。

現在、まだ修繕をしていない戸数が1カ所ございまして、その分を、今、修繕をしようという形にしております。

今年も後2戸、空き家になる退去されるという予定ですので、この分も含めましてですね、360万を計上しておりますが、予定的には4戸を退去の修繕料という形で予定をしております。

それと今、風呂釜の方がですね、だいぶん老朽をしております、その分の補修、その他クロス関係とかですね、配管等もだいぶん老朽をしておりますので、その分の修繕料等を合わせまして360万計上させていただきました。

以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。

ほかにありませんか。

いいです、いいですか。

それでは、管理課所管をこれで終わります。

御苦労さまでした。

続いて、都市整備課を行います。

それでは、これから、都市整備課所管の審査を行います。

議案の説明を求めます。

松邨課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

それでは都市整備課所管の補正分のほう説明させていただきます。

まず6ページをお開きください。

第三表の下の欄、追加のところでございます。

地方債の補正で公共土木施設災害復旧事業700万を計上させていただいております。

これは後ほど、歳入のところで説明する8ページ、9ページで説明するところの記載分でございます。

計算式といたしましては、事業費2,100万マイナスの国費1,400万。

記載分は700万という形になります。

それでは、事項別明細書の6ページ、7ページをお開き願います。

歳入、13款1項3目1節公共土木災害復旧負担金、これは8月の12日の時の雨で3カ所、そちらの方に図示をしておりますけれども、3カ所がけ崩れがっております。

箇所は町道大平・琴の尾開拓線、それと、町道南田川内・本川内線、町道注魂碑線の3カ所でございます。

総事業費が2,100万これの3分の2が補助対象となりますので、1,400万を計上させていただいております。

次に、8ページ、9ページをお開き願います。

20款1項5目1節公共土木施設災害復旧事業といたしまして、700万を計上しております。

これは補助対象分の補助裏の起債分でございます。

次に歳出でございます。

18ページ、19ページをお開き願います。

11款2項1目13節委託料でございます。

これは先ほど申しました、土砂崩れがあったところの地質調査、設計、用地測量等を行う委託料でございます。

660万を計上しております。

それと、15節工事請負費でございます。

これも先ほど申しました、3カ所の工事費、補助事業としては2,100万でございますけれども、これでいけば、次、9月以降12月までの議会までに何かあったときに、対応ができない状況になりますので、その分もあわせて単独で100万組んで計2,200万でございます。

以上が都市整備課所管分でございます。

よろしく御審議お願いいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。

まず、地方債の補正、今、説明があった700万とも関連があります。

これについて何か質疑はありますか。

ないようでしたら、後でまた関連が出てまいりますので、その際にでも結構です。
続いて、歳入、6ページ、7ページの21款2項5目。

13款です。

飛ばしておりました。

災害復旧費負担金、町道3カ所、2,100万、3分の2が補助という説明がありました。

それから、合わせて8、9ページ、歳入の部ではありませんか。

いいですか。

後でまた一括して受けます。

歳出の部が18、19ページの11款2項1目13節、15節、これが都市整備課所管です。

堤委員。

○堤理志委員

災害復旧工事費の件でお伺いしますが、今、説明の中で3カ所の災害復旧の箇所があるということで、恐らく先日の大雨の関係でこういう形だと思うんですが、今、現状は、応急処置をして、議決の後にこれが工事という運びになっているのかどうか。

このあたりちょっと確認してもらいますか。

山口課長補佐。

○都市整備課長補佐（山口新吾君）

先ほど課長が御説明しましたとおり、8月ですね、12日の豪雨によりまして、3カ所被災をしておるわけなんですけれども、現在はですね、仮にですね、応急処置ということで、手当てをしておりますが、実際は本復旧となりますと、国庫補助事業でございますので、国の事業となります。

そういったことで、国からですね、査定ということで、事業が適正かどうか、設計が適正かどうかの判断をするためにですね、国の方が現地を見てですね、この工事が設計が適正化ということで行うようになっておりますので、その間はですね、現在の仮のですね、状態が残っておりますけれども、だいたい年内にはですね、策定をしてですね、工事に着工できるのではないかなというふうに考えております。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○堤理志委員

いろいろ国の査定等々もあるということですが、現状です、通行止め等で住民の生活に支障が出てくる状況があるのかどうかとここをお伺いしたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

山口課長補佐。

○都市整備課長補佐（山口新吾君）

現在ですね、3カ所被災をしてるんですけども、1カ所ですね、南田川内・本川内線というところがですね、あるんですけども、それが道路にですね、土砂が崩壊をしまして、通行止めということになったんですけども、豪雨の後もですね、若干ちょっと、天候とか不良でですね、土砂がちょっと乾いてなかったということで、若干、土砂を取り除く期間はですね、数週間程度を通行止めということとなっておりますが、現在は土砂を取り除いてですね、通行できるということで、現在は生活上ですね、支障はないものというふうに考えております。

それからですね、今、1カ所ですね、忠魂碑線があるんですけども、それは人間は通りますけれどもですね、ちょっと車の方は通れないということで、現在、人間だけで車については通行止めという状況でございます。

以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

休憩します。

それでは休憩を閉じて、今から再開をいたします。

堤委員。

○堤理志委員

いろいろ制度の問題で、国の査定云々というのもあろうかと思うんですが、例えば、農道にしても、そこでですね、農業従事者の方は、非常に困難をきたしますし、また、その忠魂碑線についても、現在、車両は通行できないという状況なんですよね。

8月の12日の豪雨からも、かなり、1カ月近くたとうということで、制度の問題は重々わかるんですけども、住民の生活の面からいえば、もう少し、先に手を打って、通行がですね、住民の通行できるような形にして、後でそういう補助というのはできないものか。

いろんな余所の地域なんかのいろいろ災害復旧を見てますと、もっと早く復旧してるような事例もありますよね、そういうのは、こんなにもう次の議会を待たないといけないという状況なのかですね、もっとこう方法がないものですか。

○委員長（喜々津英世委員）

山口課長補佐。

○都市整備課長補佐（山口新吾君）

確かにですね、災害があつてから、査定を受けるまで数カ月かかるということで、今回のですね、査定につきましても、県の方と打ち合わせをさせていただく中で、10月ですね、20日ごろには査定を行いたいというふうなことでちょっと回答いただてるんですが、これも、それにしてもですね、2カ月程度はかかっているということで、査定を受けてから発注ということになりますと、やはり相当ですね、またそれから、また1か月程度かかるかなということで、考えておましてですね、確かに、今、通行止めをしてるということで、御不便をかけておるんですけどもですね、事前着工というふう

な手法もありはするんですけどもですね、通常は査定を受けてからですね、着工をするということになっておりますので、法的なことですね、どうしても申しわけないんですけども、どうしても待っていただくしかないのかなというふうには、考えておるんですけども、もしできるようでしたらですね、してるんですけどもですね、どうしても法の規制がございましてですね、どうしても、査定後に本復旧を行うという関係で、通行止めができてしまうということで、御理解をいただきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

いいですか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

都市整備課所管をこれで終わります。

御苦労さまでした。

場内の時計で15時20分まで休憩をいたします。

（15時6分～15時18分休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩前に引き続き委員会を再開をいたします。

これから、教育委員会を行います。

まず、教育総務課から行います。

議案の説明をお願いします。

青田課長。

○教育総務課長（青田浩二君）

それでは、平成27年度一般会計補正予算第2号を教育総務課所管分につきまして、説明をさせていただきます。

議案書の6ページをお開きください。

第3票地方債補正でございます。

（）変更の中段、小学校施設整備事業になります。

学校施設環境改善交付金の内示を受け、当初予算で計上しておりました、4,070万円に200万円を追加いたしまして、補正後の限度額を4,270万円に変更する補正でございます。

以上が議案の説明になります。

続きまして、説明書の6ページ、7ページをお開きください。

歳入でございます。

13款2項5目教育費国庫補助金を184万7,000円減額させていただいており

ます。

こちらは長与小学校体育館つり天井撤去工事にかかる、国庫補助金、学校施設環境改善交付金を当初予算2,039万1,000円で計上しておりましたが、国からの内示を受け、その額が1,854万4,000円になったための、減額計上となっております。

続きまして、8ページ、9ページをお開きください。

20款1項3目教育債を200万円増額させていただいております。

先ほど議案書の説明で申し上げましたが、こちらも長与小学校体育館吊り天井撤去工事に係るもので、起債の組み替えが必要となり、その起債計画の県の同意に議会の議決が必要なことから、今回補正をお願いしております。

内容といたしましては、先ほど内示額が1,854万4,000円と説明いたしましたが、県へ起債計画を提出する場合、内示額の事務費相当分、18万3,000円を除いた工事費分、1,836万1,000円で起債計画をするために、財源が当初予算より203万円不足いたします。

そのうち、小学校施設整備事業債を200万円増額し、残りの3万円につきましては、一般財源を充てる計画にしております。

続きまして、16、17ページをお開きください。

歳出でございます。

最終段の10款2項1目小学校管理費を73万4,000円増額計上させていただいております。

こちらは13節委託料説明欄、学校図書公務補助員委託料73万4,000円の増額になります。

4月に小学校と中学校の学校図書公務補助員の異動がありそれに伴うものです。

図書校務員補助員は、管理公社に委託しておりまして、勤務年数、再任用等で個人給与に差がありますので、その分の増額を計上しております。

異動の内容といたしまして、小学校から中学校へ2名、中学校から小学校へ2名の異動になり、その差額になります。

補正額の財源内訳につきましては、先ほど歳入で説明したとおり、国庫支出金が184万7,000円の減額となり、地方債が200万円の増額、一般財源につきましては、委託料の73万4,000円と先ほどの起債計画で説明いたしました、不足分の3万円を加えた額から国庫補助金の事務費相当分18万3,000円を差し引いた58万1,000円が増額となっております。

18、19ページをお開きください。

最後になりますが、10款3項1目中学校管理費を73万3,000円減額させていただいております。

13節委託料説明欄、学校図書公務補助員委託料分になります。

内容といたしましては、先ほど小学校費で説明した学校図書公務補助員の異動となっ

ており、補正額の財源内訳も一般財源が73万3,000円の減額となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

それでは説明が終わりました。

これから質疑を行います。

6ページ、地方債の補正、200万の増額で4,270万という、これについて、何かありませんか。

また、関連も出てまいりますので、その際、お聞きします。

次に、6ページ、7ページ13款1項5目147万の減額補正です。

長与小吊り天井分の補助金の減ですね。

堤委員。

○堤理志委員

今のこの小学校の学校施設環境改善交付金の減額についてですけれども、当初見てた金額よりも、低い額での交付になったという、その原因はどういったことなのかですね、もう一方的に国からカットされたのか、それとも何か別の要因があったのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

青田課長。

○教育総務課長（青田浩二君）

こちらが当初計画で予算を査定前ですね、そのときに5,508万3,000円で計上しておりました。

その後、予算計上時に、設計業者さんの方に、概算の予算を見ていただいたんですけども、そのときに予算計上時に、609万円増額するということがわかり、そのまま計上して、国の方にも申請はあげておりました。

その分につきましては、3月になってその増額分が見れなかったということで、連絡というか国からの通知が来ましたので、その分の増額した分については、この国庫補助金というのがつかなかったということです。

それとこちらの非構造物耐震に係る整備を国のほうから27年度中に、実施してくれろという要望がありまして、全国の市町村から交付金の申請が集中してまして、その分のちょっと増額ができなかったのかなと思っております。

以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

はい、ほかに。

いいですか。

ほかにありませんか。

8、9ページ。

先ほど、詳細のところでも、詳細の補正でありましたけれども、小学校施設事業整備事業債200万。

いいですね。

堤委員。

○堤理志委員

先ほどの質疑のような状況の中で、今回、起債をする形になったと思うんですが、そもそも国が、非構造物の耐震の検査やりなさいということでやって、請求申請して、全額みきれないというような、ちょっと理不尽な状況だと思うんですね。

この充当起債をした分は、全く町の方で、持ち出しといいますか、見ないといけないのか、それとも今年度何らかの形で国からの財源的な手当てが見込まれるのか、このあたりはどういう状況でしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

青田課長。

○教育総務課長（青田浩二君）

その分につきまして国からの補助というのはありません。

それで、この工事に関しては、非構造物の工事に関するものだけの工事が対象になっておりまして、それ以外に例えば、この吊り天井外す工事になるんですけれども、吊り天井を外した場合に外したしたところの壁とか何とかの塗装工事とか出てきます。

そちらの方は、補助対象にはなりません。

結局単独分は、出てくるという形になっております。

以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。

ほかにありませんか。

歳出が16、17、10款2項1目13節ありませんか。

質疑もないようですので、これで質疑終わります。

御苦労さまでした。

引き続き、生涯学習課を行います。

それでは、生涯学習課所管を行います。

説明を求めます。

栗山課長。

○生涯学習課長（栗山浩二君）

それでは、平成27年一般会計補正予算第2号の生涯学習課分について、御説明させていただきます。

補正予算書の5ページをお開きください。

第2表、空調機コントロールはリース料についての限度額の変更であります。

当初限度額を724万円で計上しておりましたが、補正後739万円に変更するものでございます。

理由といたしましては、空調機コントローラーリース料につきましては、文化ホール内の全体の空調機器を調整するコントローラーの取りかえにつきまして、現地での設置及び調整を行う期間が必要となり、納品までに3カ月を要するというものであります。

そのため、リース開始時期がコントローラーは設置完了後の3カ月に変更となり、リース期間が57カ月となったため、ひと月当たりのリース料が増額したため、債務負担行為期間の限度額の変更をお願いするものです。

次に、19ページをお開きください。

10款6項1目7節の社会教育総務費の賃金についてですが、生涯学習課のパート賃金として、16万1,000円の補正をお願いするものです。

続きまして、10款6項2目13節の公民館費の委託料についてですが、高田地区公民館前の広場に設置してありました、遊具の撤去委託料として9万8,000円の補正をお願いするものでございます。

以上が、生涯学習課の所管分の補正でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

まず、債務負担行為の変更が5ページ、債務負担行為補正ということで、リース料の補正がっております。

ここについて何か質疑ありますか。

安藤委員。

○安藤克彦委員

ちょっと、聞いててわかったようなわからないような感じで、1つ目が補正前も補正後も、年度では一緒なんですよ。

ですので、何月って言うんですかね、当初は、補正前は何月から28年の何月からどうだったのか。

終了が何月だったのか、補正後は何月だったのか、そこんところちょっと教えていただけますか。

○委員長（喜々津英世委員）

栗山課長。

○生涯学習課長（栗山浩二君）

御質問にお答えします。

当初の予算の見積もり段階では、27年の4月から32年の3月、60回で予算編成を立てておりました。

債務負担行為についてはですね、失礼しました。

28年の4月から32年の3月までです。

ですから、債務負担行為の期間自体は変更はありません。

以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

次は、歳出、18、19、10款6項1目、2目。

安藤委員。

○安藤克彦委員

10款6項2目のほうですね、公民館費の方で遊具の撤去、遊具撤去工事じゃなくて委託料になってるんですよね。

ここをまず、こことか、なぜ工事費で計上じゃなくて、委託で計上なのか、わかりますかね。

遊具は、なんか工事をしてするんじゃないんですか、ちょっとそのとこ委託で上がってる説明いただけますか。

○委員長（喜々津英世委員）

帯田次長。

○教育次長（帯田由寿君）

委託でどうして組んだのかということなんですけども、工事で組む場合は、物も一緒に購入したりして、設置するときにはですね、工事費で計上させていただいてたんですけども、ただ、もう撤去して処分だけですので、工事ですというほどのですね、あれがなくて、ちょっとした基礎部分を撤去して、それを処分していただくっていうことだったものですから、委託で計上させていております。

以上でございます。

他にありませんか。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○堤理志委員

はい、同じところですが、まず、その撤去する理由を教えてくださいませんか。

○委員長（喜々津英世委員）

栗山課長。

○生涯学習課長（栗山浩二君）

この遊具につきましては、昭和50年に公民館が開館後、間もなく宝くじの助成によって設置されたものです。

ちょっと調査をいたしました、設置の時期が書類等が残ってなくて、はっきりわかっておりません。

十数年前に1度、その遊具に関しては、修繕等をして、使用できるようにしたところですが、特に支柱の部分のところのさびがひどくて、改修をしても、とても使えるような状態ではないということで、児童館の職員の方から、ちょっと危険性もあるので、ぜひ撤去をお願いしますということで、御依頼があり、敷地が公民館の敷地内に設置してあったものですから、撤去を行うようにいたしましたところでは。

以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○堤理志委員

理由はわかりました。

通常、公園の遊具等でしたら、老朽化で撤去し、また新しいものに更新というのが一般的かなと思うんですが、今回、撤去のみということになってますが、このあたりの理由も説明いただければと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

栗山課長。

○生涯学習課長（栗山浩二君）

こちらの公民館の前の広場といいますか、空き地についてですが、以前はちょっとグラウンドゴルフなどで、たまに利用をしていて、ちょっと整地をされていたようですが、現在、全く利用がなく、駐車場も兼ねているというふうな状況です。

それと、こちらの方としても、児童館の職員さんの方と協議をいたしまして、お話をさしていただいて、新たに設置する必要はないのですかというふうに話をさせていただいたんですが、そういった駐車場、車が入ってくるという状況もありますし、子供たちについては、小学校の方のグラウンドで、広いところで遊ばせるようにしているし、子供たちも向こうの方を利用しているということで、特に、新しいものを設置する必要がないということをお伺いして、撤去のみに今回は計上させていただいてるところです。

以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑は終わります。

御苦勞様でした。

引き続き、スポーツ振興課を行います。

それでは、これからスポーツ振興課を行います。

議案の説明を求めます。

山口課長。

○スポーツ振興課長（山口正君）

それでは、スポーツ振興課分について説明をいたします。

予算に関する説明書の18、19ページをお開きください。

10款7項2目11節需用費でございますが、ふれあい広場Bコートof ナイター自動点灯板が腐食などで壊れてしまい、その取りかえのための修繕料70万8,000円でございます。

あとの分、ちょっと前後いたしますけれども、18節備品購入費1,000万円については、歳入の6、7ページで企画振興部企画課から説明がなされたと思いますが、地域活性化補助金1,000万円を財源としまして、町民体育館トレーニング室のトレーニング器具一式の購入費でございます。

それに伴い、古いトレーニング器具の撤去処分費として、13節委託料で27万円、トレーニング器具購入に伴い、トレーニング室を西側の会議室に移す予定ですので、旧トレーニング室を会議室にするために、床の張りかえ、内壁の張りかえ、エアコンの取りつけ工事に15節工事請負費の514万4,000円のうち、184万4,000円。

工事請負費、残りの工事請負費330万円につきましては、武道館1階、柔道場の156畳分の畳入れかえ工事でございます。

以上が一般補正予算第2号のスポーツ振興課分の補正額として計上させていただいております、総額で1,612万8,000円でございますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

ただいま説明が終わりました、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

いいですか。

岩永委員。

○岩永政則委員

確認なんですけども、この入れかえの部屋の入れかえによってですね、500幾ら全部かかるのかなと思ってですね、しておったら、今、初めて武道館の畳が逆に多かったですね。

330万円、そうすると、床はするとして、何かトレーニング室を会議室にするわけでしょう。

逆にね。

それで、こっちの方をこっちの会議室の方に表に持ってくるということですので、そうするとそのトレーニング室そのものの、改造もあろうし、今の会議室の部屋のもので、改造もあろうし、そういうものを合わせて184万4000円ということに理解しているんですか。

両室ですかね。

○委員長（喜々津英世委員）

山口課長。

○スポーツ振興課長（山口正君）

ただいまの質問ですが、トレーニング室、会議室をトレーニング室に変えるためには、簡単な電気工事ですね、ランニングマシンの電源をとる、コンセントとか、そういうことだけで、床はリノリウムの床にそのまま置くことができます。

それで、どうしても必要なところはゴムのシートなどを敷く場合もありますけれども、基本的には、リノリウムの床で対応ができますので、また、現在の会議室の壁については、国体前にやりかえをしております、傷んでたんですけども、きれいな状態で、新しい会議室は、ほとんどお金はかかりません。

ただ、旧トレーニング室につきまして、下がスポーツ用の絨毯みたいな床張りになっておりますので、これをリノリウムの使用の床に張り替えるということと、壁が一部はがれて、ちょっともう、体裁が悪くてもこれも張りかえないといけないということで、それと、エアコンの取り付けですね、エアコンはついてませんでしたので、それで18万4,000円でしたかね、それで十分足りるということになっております。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。

堤委員。

○堤理志委員

同じく体育館のトレーニング室の件なんですけれども、今、現在使われてる部屋を道路側に部屋の入れ替えということで、同僚議員の一般質問等も聞いておりますと、状況が大体わかるんですが、この体育施設の利用促進という点でいえば、せっかく入れかえるという中で、利用する床面積はどうなるのか、拡充になるのか、余り変わらないのか、このあたりどうなりますか。

○委員長（喜々津英世委員）

山口課長。

○スポーツ振興課長（山口正君）

ここがですね、ちょうど東側と西側に位置するんですけども、広さは全く同じです。増築も考えたんですが、なかなか難しいものですから、広さは13.1メートルと5.7メートルの大きさで全く変わりません。

以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○堤理志委員

道路側に移動したということで、何というんですかね、前のときは山側だったのが、今度は道路側ということで、一つは見通し云々ということもあったと話も出てたと思うんですけども、現在、開口部、ガラスは曇りガラスといいますか、なってるのか、そ

れとも透明ガラスになってるのか。

そのあたりいかがですか。

○委員長（喜々津英世委員）

山口課長。

○スポーツ振興課長（山口正君）

現在は、透明のガラスになっております。

それで、基本的に今、考えてるのが、例えば、ランニングマシンとかバイクとかを窓側に置いて、外を見ながら運動ができる。

ようにするということですね、どうしても、西側に当たりまして、西日も強いところでございますので、スモークが必要であるということの判断になればですね、後でフィルムが張れるようなことも可能だと思いますので、対応していきたいと考えております。

ブラインドもついておりますので、そういうのも利用してですね、高価な額に係る工事、フィルムを貼る分ぐらいはですね、後でも可能かなと思って、ちょっと状況見てみたいとは考えております。

○委員長（喜々津英世委員）

よろしいですか。

他にありませんか。

では、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ご苦労様でした。

3時55分まで休憩します。

（15時49分～15時52分休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

それでは休憩前に引き続き、委員会を再開します。

これから、一般開会計の補正予算の議事課の関連を審査をいたします。

説明を求めます。

中山議事課長。

○議会事務局課長（中山庄治君）

それでは説明をいたします。

長与町一般会計補正予算第2号に関する説明書の12ページ、13ページをお開きください。

1款議会費1項議会費1目議会費3節職員手当等を151万4,000円増額をしております。

増額の理由でいたしまして、平成27年3月に改正された長与町議会の議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の第5条第2項の改正に伴い、期末手当基礎額に乘じる率を6月を1.225カ月分から1.4月分に、12月を1.375カ月分を1.6

月分としたため、トータルで0.4月分の増となり、新人議員を除く14名分につきましては、188万7,500円の増額となっておりますが、新議員2名の分は、在職期間が3カ月未満のため、6月分は1.4月分に、0.3をかけた0.42月分に、12月分は14名の議員と同様1.6月分となり、2名分につきましては、マイナスの37万4,100円となるため、差し引き151万3,400円となり、補正額を151万4,000円の増額とするものです。

以上説明終わります。

○委員長（喜々津英世委員）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

どなたかありませんか。

いいですか。

いいですか。

これは、条例改正等の問題あって、皆さんよく認識しておられたと思います。

これで質疑を終わります。

以上で、平成27年度一般会計補正予算第2号の審査を質疑をすべて終了いたしました。

先般の委員会の打ち合わせ会の中でも申し上げておりましたように、討論及び採決、これは、16日に決算の認定とあわせてですね、まずこの補正から、採決をし、次、決算に入っていくという日程でやらさせていただきます。

了解いただきますか。

それでは、初日の審査でお疲れだと思います。

間もなく4時でありますけれども、本日はこれにて、散会をいたします。

明日からいよいよ決算審査になります。

気合いを入れて一つ今日しっかりチェックをお願いしておきます。

お疲れさまでした、これで終わります。

（15時57分終了）